

平成15年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会 議事録

日 時：平成15年9月5日（金） 午後3時から午後6時10分まで
場 所：宮城県行政庁舎 4階 庁議室

出席委員：森杉 壽芳 部会長 田中 仁 副部会長 遠藤 勝彦 委員
長田 洋子 委員 加藤 徹 委員 高橋 千代恵 委員
徳永 幸之 委員 沼倉 雅枝 委員 両角 和夫 委員

司 会 ただいまから「平成15年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会」を開催させていただきます。

本日は、行政評価委員会公共事業評価部会委員として現在のところ7名の先生方にご出席いただいております。行政評価委員会条例の規定による定足数を満たしておりますことをご報告申し上げます。

なお、岡田委員につきましては、本日、所用のため欠席なされております。

また、徳永委員と遠藤委員には、少々遅れております。

次に、お願いがございます。ご発言の際には係員がマイクをお持ちしますので、拳手にてお知らせください。ご面倒をおかけしますが、よろしく願いいたします。

それでは、これより会議に入ります。

森杉部会長、よろしく願いいたします。

森杉部会長 それでは、慣例に従いまして議事録署名委員のご指名をしたいと思っております。今回はお二人ですが、遠藤委員と長田委員のお二人に議事録の署名委員をお願いしたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

次に、会議の公開についてですけれども、当会議は公開とします。

傍聴に際しましては、本会場に表示しております「宮城県行政評価委員会傍聴要領」に従うようお願い申し上げます。

写真撮影、録画等につきましては、事務局職員の指示に従い、会議の妨げにならないようお願いいたします。

それでは、議事次第の2に入ります。

本日は詳細審議を行います。

「詳細審議対象事業について」ですが、資料1として「詳細審議内容・結果の整理表」がありますので、これについて事務局から説明をお願いいたします。

行政評価室長 それでは、事務局の方から資料についてご報告をさせていただきます。

お手元に資料1というA4の分がございます。それともう一つ、参考資料という分、この二つ、事務局で用意したものがございます。そのほかに、それぞれ関係部局の方からいわゆる説明資料がお手元にお配りしておりますが、これについては説明のときに申し上げます。

それでは、資料1についてご説明をさせていただきます。

12事業の詳細審議をやる中で、今日の分といたしまして7事業を準備させていただきました。それは次第の方に1番、22番、10番というふうに並べてありますが、これについて、この資料1にはそれぞれ事業名とそれから前回の部会におい

てまだ説明がもう少し聞きたい、補足説明をしてくださいとか、そういう質問がなされておりました。それについての内容をここにまとめております。

次に、空白になっていますが、県の回答といいますが、説明をさせていただきます。そこで、詳細審議結果であります、これはメモ的にそれぞれ委員の先生方から見ていただきながらやっていただきたいと思います。そこで、おおむねこの件については妥当とするか、それから意見を付して妥当とするか、見直しの必要ありというふうな、どの項目にするかという部分を一つ一つ決めておいていただければと思います。妥当と言いながらも、附帯意見というのをつけてはだめだいうんじゃないで、去年ですと附帯意見をつけるというものがございました。「意見を付して妥当」というのは、どちらかという条件をつけてという、もっと重い感覚で「意見を付して妥当」というふうなことにご理解いただきたいと思います。それから、見直しとか中止・休止とした方がいいんじゃないかという判断、こういう三つの判断で審議をしていただければと、そのように思います。

それから、参考資料という形でお上げしているのは、これは分科会でそれぞれ議論になった部分でございます。これは前回、先生方の手元にお渡しし、そして説明をさせていただいていますので、これを審議する中でわきに置いてちょっと眺めながらご審議いただければと、そのような考え方でこの二つの資料を用意させていただきました。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

以上の件につきましてご質問、ご意見、よろしゅうございますか。事務局の方針に従って、それでは参りたいと思います。よろしいですね。

それでは、対象事業について詳細審議を1件ずつ行っていききたいと思います。

1番と2番は、これは二つ一緒にするんですけど。

砂防水資源課長 はい、一緒です。計画の方も一緒です。

森杉部会長 はい、わかりました。それじゃ一緒にしましょう。一緒に審査をお願いします。

まずは確認します。1番の迫川の河川改修事業と2番の長沼ダムの建設事業についてです。これは一緒に審議したいと思いますので、ダムや支川を含めた流域全体の整備計画についての説明をお願いします。

河川課長 河川課長の岩見でございます。どうぞよろしく申し上げます。

前回、現場の方も見ていただきまして、迫川水系は非常に広うございまして、それも段階的に整備をしていくということで、全体の整備手順といいますが、どういうふうになっているのかということについてもう一度説明をしてくださいということでしたので、それについて申し上げます。

お手元の資料の詳細審議参考資料1、迫川河川改修、迫川全体図という、こういうA3のものを本日お配りしていると思いますが、ございますでしょうか。

まず、「迫川水系の河川改修について」というカラーの入っている方でございますけれども、これは全体の流域の図を示しておりますが、今回の再評価の対象となっている迫川の河川改修事業というのは、色でいきますと赤色の部分でございます。本川迫川と支川の一部、支川の一部といいますが、本川迫川の影響を受ける、迫

川の水位が高くなると支川の方も下流の方はそれにつられて水位が上がる部分がございます。その部分を含めたところということで、今お配りしている赤色の部分でございます。そのほかの色が変わっているところが、今回は詳細な審議対象からは外れておりますけれども、それぞれの支川、単独の支川での事業でございます。ですから、今回、赤い部分について、一部支川が入りますけれども、支川を含めて全体的にどういうふうに整備を進めていくかについて説明をさせていただきたいと思っております。

それでは、裏側をごらんになってください。

迫川施設配置計画図というのがございます。三つあります。左側がおおむね10年間の河川整備と書いておりまして、右の方に10分の1というのを書いておりますけれども、これは10年に1度の確率降雨に対して整備をするという考え方です。現在おおむね10分の1の安全度を有しておりますから、これは現況の状態と考えていただいても結構です。真ん中がおおむね30年間と書いて、現在から30年間と考えていただいても結構でございますけれども、今、河川整備計画という計画を策定中でございます。まだ、でき上がっておりませんが、議論している段階でございますが、それで考えているものでございます。右の方に、ありますけれども、30分の1、30年に1度の洪水に対して確保するということになっております。それから、一番右側が将来計画で、今回の最初から対象としております全体計画でございますが、100年に1度の洪水というふうになっております。

順に説明を申し上げますが、まず一番左側でございますが、現況でどうなっているかといいますと、10年に1度の雨というのは、2日雨量でいきますと151mmでございます。150mmと考えていただいても結構ですけれども、150mm雨が降ったら、どれだけ川に流出してくるかということなんですけれども、下の方に佐沼地点というのがございます。ここで基本と書いてあるものがいわゆる150mm降ったとき川に出てくる流量でございますけれども、1,400、これは単位が m^3/s でございます。毎秒立方メートルでございます。1,400 m^3/s 出てくるんですけれども、実は下の方に計画と書いておりますけれども、計画が900 m^3/s 。つまり、川の体力としまして900 m^3/s までは流せますと。実際降ると1,400 m^3/s 出てくるんですけれども、900 m^3/s しか流せませんと。迫川といいますのは、実は旧北上川に注いでおりまして、旧北上川の下流が石巻になっております。ですから、下流の方にそういう資産が集中しているというのがありまして、この1,400 m^3/s すべてを流すことは不可能でございます。ですから、計画では900 m^3/s まで大丈夫でしょうというふうにしております。現況でこうなっているというふうに考えていただいても結構です。

それから、ついでに申し上げますと、北上川本川と旧北上川でございますけれども、今、旧北上川につきましては後ろの方の、また戻っていただきまして、ちょっと薄いですが、北上川から旧北上川がいわゆる分派しておりますが、ここは計画上はゼロ分派でございます。すなわち北上川本川の水を旧北上川に入れないと。北上川はずっとそのまま追波湾の方に流すということになっておりまして、これは直轄、国の方でやっておりますが、今分流施設の整備を行っております。ですから、旧北上川につきましては、主として迫川流域の水、迫川本川それと旧迫川の水が流れて旧北上川に注ぐと、そういう構図になっております。位置関係、よろしいでしょうか。

それでは、またもとに戻っていただきまして、先ほど言いましたように、150 mmの雨が降った場合1,400 m³/s、ただし現況ではまだ掘削等は終わっていませんから900 m³/sしか流せないという状態で、現在は上流の方に洪水調節施設としましてのダムがございます。一部建設中のダムがございますけれども、左の方から小田ダム、これは平成17年完成で今整備中でございます。それから花山ダム、荒砥沢ダム、栗駒ダム、それぞれ完成年次が書いておりますけれども、こういうのができております。それから、あと中流部分でございますけれども、夏川との合流点の上流に南谷地遊水地というのがございます。これは昭和32年に完成しております。これらが洪水調節の施設ということになっております。150 mmの雨が降りますと、主としてダムによる調整になりますけれども、これで1,400 m³/sを900 m³/sまでカットできるということが今現況になっております。

それから、南谷地遊水地については、去年の台風6号もそうですけれども、200 mmとか大きな雨が降った場合は現況でも入ります。ただ10分の1の150 mm程度だと、南谷地遊水地までは水が恐らく入らないというふうに考えております。南谷地遊水地の上流のところは若柳狭窄部というのがあります。実はここは河道の断面が狭くなっている箇所でございます。ただ、ここを広げると、上流の三つの川がありますけれども、ここから一度出てきますので、下流に負荷をかけることとなります。ですから、現状では下流の改修が終わってから、この狭窄部を撤去しましょうという順番になっております。

今申し上げましたのが現況でございますけれども、次に真ん中でございます。では当面どういうふうに整備をしていくかということでございますが、おおむね30年間、つまり現況10分の1をもうちょっと治水安全度を上げるわけでございます。それで下流については30分の1となっております。30分の1といいますのは、2日雨量でいきますと、約210 mmでございます。210 mmの雨が降った場合にも対応できますように今後30年間で整備を進めましょうということになっております。

ちょっとわかりづらいと思うんですけども、3川が合流しているところに大林という地点がございますが、そこから上流は10分の1というふうになっております。下が30分の1となっておりますけれども、考え方としまして、下流の佐沼の基準点では、先ほど言いましたように30分の1、210 mmの雨に対して大丈夫のように整備をしていきたいと思いますということになっております。もちろん、その場合に毎秒2,200 m³/s出てくるんですけども、計画では1,000 m³/sと。先ほど900 m³/sが1,000 m³/sに上がっておりますけれども、一部河道掘削できる分はしますので、下流の方の流下能力は1,000 m³/sまで高められるでしょう。ただし、これがもう限界でしょうということで、あとの1,200 m³/sについてはやはり洪水調節施設を完成させないといけないということで、既存のダムそれから今建設しております、平成24年完成目途にしておりますが、長沼ダム、それから南谷地遊水地、こういうもので調節しまして、2,200 m³/sを1,000 m³/sまで落としましょうという計画でございます。そして、同時に、長沼ダムが完成すると、先ほど言いました若柳狭窄部のところを広げることができるということになります。

そこから上の大林地点からの上の10分の1というのは、これはこの3川の川の整備レベルでございます。つまり、上流の方は10分の1の雨、先ほど言いました

おおむね150 mmでございますけれども、に対応しております。ただ、この上のダムは下流見合いで整備をしておりますから、ダムの調節機能は10分の1というわけではございませんので、そういうふうに分けております。つまり、中小河川については流量ももちろん相対的に小さいですから、安全のレベル的には、仮に破堤をしたときの被害を比べますと、当然流量の大きい方が安全度を高めておく必要があるというバランス論から、こういうふうに差をつけているわけでございます。

最後に、右側でございます。これは将来計画、全体計画でございますが、全体計画では100分の1でございます。100分の1だと2日雨量で290 mmでございますが、この場合だと、下流の基準地点、佐沼地点で3,200 m³/s流量が出てくることとなります。ただし、先ほど言いましたように、河道の体力としては1,000 m³/sしか受け入れられませんので、差の2,200 m³/sは洪水調節施設でカットするということとなります。長沼ダムで600 m³/s、南谷地遊水地で300 m³/s、合わせて900 m³/sカットしますが、残りの1,300 m³/sは上流のダム群ということで、実はまだ具体化していないダムもございりますが、上流の方のダム整備によって調節をしましようということになっております。

ですから、ちょっとわかりづらいんですけども、下流の方は900 m³/sとか1,000 m³/sとか余り流量が変わらないんですけども、上流の方に施設が張りついていることによって、150 mm受けられる、210 mm受けられる、290 mm受けられるというふうには、大雨が降っても対応できるように整備を進めているというふうになっております。

もちろん、一番右の将来計画に向けてダムとか遊水地は規模を決めておりますので、その左側、真ん中の整備計画レベルだとか現況の段階では、600 m³/sとか300 m³/sとかというのはそのまま対象洪水が違いますからきくわけではございませんけれども、30分の1の雨であってもきく部分はございます。ですから、これはそのまま600 m³/s、300 m³/sじゃないんですけども、整備段階でも手戻りがないといいますが、そういうふうには段階的に整備レベルを上げて安全度を上げていくということになっております。以上でございます。

森杉部会長 ありがとうございました。

それでは、ご質問並びにご意見、並びに審査を全部今から行います。この二つについて。特にこちらの方を先にということをしませんで、適宜ご発言ください。どうぞ。

加藤委員 今三つ並べていただいたので前より非常にわかりやすくなったような感じがするんですが、一番左の今後おおむね10年間の河川整備というところの大森、それから若柳地点ですか、計画の高水が1,000 m³/sになっておりますね。それで、そこから10分の1年確率ですと、南谷地遊水地にも入らないし長沼ダムにもまだ入らない。そうしたときに佐沼地点で900になると、その間に荒川、夏川がかかわっているわけですが、その1,000から900になるというところの数値がちょっとわかりにくいんですが。

河川課長 迫川は非常に低平地を流れている、ほとんど勾配のない川でございます。ですか

ら、洪水というのは山のところは非常に一気に出てきます。その後だらだらと流れていくという感じになりますけれども、山から出てきた、ちょうど山に近いところは、いわゆる洪水のピークというのは非常に立っております。要するに毎秒何トンと先ほど申し上げましたけれども、1秒間に流れる流量というのは非常に立っております。それがずっと流れていく中で、波形というのはだんだんと平坦になってくるんですよ。ですから、一般的には下流に行けば行くほど川が集まりますので流量はふえるんですけども、その波形の変化というのがございます。わかりやすく言えば、何と申しますか、川が大きなプールになっていて、それにちょっと水路があってプールに注いでいるようなことをイメージしてもらいたいんですけども、水路にあるときはある程度波の形があるんですけども、プールに入っちゃうと広がって波が崩れてしまうというか、そういうイメージで、ある程度川にためながら下の方に洪水波形が伝わっていくような、そういうイメージで、下流の方が1,400 m³/sというふうに、あるいは900 m³/sというふうに数字が小さくなるという、こういう現象が起きます。

砂防水资源課長 迫川の川の図面があるんですが、若柳狭窄部というのはここなんです。河道が狭いですよね。下流に行く佐沼との間にもものすごい広い断面の場所があるんですね。そこを泥内と申しますが、そこで一応洪水の波形が低減するわけですね。そういう現象があります。

それから、荒川については、迫川の水位が上がると、ここで水門が閉まりますので合流しないんですね。夏川についてもピーク合流しないと。長いですから、迫川の延長がですね。ですから、そういうことでピーク等について荒川と夏川の寄与はないということで、それと低減効果があるということで。

加藤委員 あるとすれば、荒川の河道ポンプぐらいですから、大きくないと。

砂防水资源課長 そうですね。5 m³/s ですから。

加藤委員 でも、普通に見ると、僕は少しわかるんですが、非常にわかりづらい。

砂防水资源課長 下流に河道が広いところがありまして。それが迫川の河道特性なんです。

森杉部会長 私がわかっていない可能性がありますので、ちょっと皆さんに確認しておきたいんですが、今回対象とした調書は1番と22番、この二つが今回審議の対象ですね。2番以降は、これは詳細審議をしない、略式審議で一応継続ということにしているものですから、現在、関係する資料は1番と22番ですね。この点について間違いのないようにお願いします。はい、どうぞ。

長田委員 分科会が違ったので私はわからないので質問いたしますが、こちら辺の地域、伊豆沼とか長沼とか蕪栗沼も含めて非常に自然環境問題の意識の高い方々がいろいろな活動をしている地域なんですよ。ダムや何かつくることによって、これは洪水対策ということなのでわかる部分はあるんですが、ダムをつくって余り人工的に水や何かを調整すると、飛来するガンとか白鳥とか、そういうことの生態系に影響を

与えるんじゃないかという地元の意見などがありますか。これに対する、こういうダムをつくるということに対して地元からはどんな意見があるんでしょうか。

河川課長 ラムサールの条約もかかっていますし、伊豆沼と内沼についてはですね。鳥の非常に環境の豊かなところということで地元の、何と申しますか、市民団体と申しますか、の活動も活発なところなわけでございますけれども、鳥についてはそれほど影響ないんじゃないかと。つまり、洪水というのは2日とか3日で調節しますので一時的な現象ですので、そんなに影響はないかなと思います。

あと、実を言いますと、ハスですね。ハスはちょっと花が咲いてから水がつかるとだめになってしまうというのがありまして、今から5年ぐらい前の洪水で結構、伊豆沼の方のハスが枯れちゃったという問題はございます。そのあたりの問題はございますけれども、もともと低平地でそういう、だからこそこういう沼とかいるんなものがありまして、前は川も暴れ川で、どこを流れているかわからないような状態だったわけですが、そういったところのある意味、遊水機能というものを生かしながら、自然を利用していくという形になっております。

それから、旧迫川の方には蕪栗沼というのもございます。ここも遊水地の機能がございますけれども、蕪栗沼の方もそういう市民グループの方々とも意見交換をしておりますし、現在どちらかという水の面積が少なくなってきて鳥が生息上はもうちょっと水面を広げた方がいいんじゃないかということで、その辺も含めて地元の方の意見を伺いながら工事に入るときは調整して、環境にも配慮しながら進めているところでございます。

砂防水資源課長 ダムの場合は環境影響評価が大事なんですね。実施してやっておるわけです。地元からも、まだ全然そういう環境に対する、長沼ダムの方は苦情とかは起きていないんですが、今週前半に私も長沼を見てきまして、前はあんなにハスが咲いていたのかなという感じで、長沼の方が枯れないで立派なハスが結構2,000mのボートの出発点ぐらいまで出てきておりまして、今、6m50cmぐらいで、結構まだまだ水位は低いんですが、将来いろいろそういうことで洪水をためたときは多分何か出てくるだろうと思いますけれども。また、ダムの場合は工事をしながらも、いろいろモニタリングしたり、それから完成のときにはまた影響評価もしたりするものですから、そういったことでそれなりに対策をしていきたいなと思っております。

田中副部長 今、長田委員の方からあったお話でちょっと補足しますと、河川に関しては、平成9年に河川法が変わって、地元のさまざまな意見も含めて、それを考慮した形で計画をつくっていくということが新たに定まっております。実は私も加藤先生もその中でいろいろかわらせていただいているんですけれども、その中で例えば鳥の専門家ですとか林業ですとか漁業ですとか、いろんな方が入られた会合とかがございます、その中でいろんな立場の方の意見が反映されるというプロセスがつくられているということで、ご報告させていただきます。

次に、私の方から質問なんですけれども、先ほど直轄の方の北上川とのかかわりがご説明あったんですけれども、北上川については向こうの方ではかなり大きな問題として、今、調査をしているということは存じ上げているんですけれども、そう

いった意味でいくと、国の方がある程度、問題が解決してきっちり計画が決まらな
いと、こちらの方のゼロ分派、その辺はなかなか整合性がとれなくなってしまう懸
念もありますけれども、その辺の国の方の進行状態については何かもし情報があっ
たらご提供いただきたい。

河川課長 北上川から旧北上川に流さない、つまり、そうすると、北上川本川の下流の方が
水位が高くなるということで、そちらの方の地元の方々との調整ということで、か
つていろいろそのあたり議論があったんですけども、基本的にそこにつきまして
は解決しまして、実際、今、旧北上川のところの分流施設というのをもう建設して
いるところでございます。二つ、鶺波と脇谷の分流施設があるんですけども、脇
谷の方はもう完成間近ですし、鶺波の方はこの間発注したということで、これから
2年後には完成するというふうに聞いておりますので、地元的には特に今問題にな
っているというふうには聞いてございません。

徳永委員 前回、何というんですか、全体像が見えないというふうなことで今回説明してい
ただいたのかなと思うんですが、それで逆に今回の評価対象がどこまでなのかとい
うのがよくわからないんですが、上流のダムを全部含めての話なんでしょうか。

河川課長 先ほど参考資料1の表の図でご説明しました赤色の部分が、今回の迫川河川改修
の対象となっております。これプラス長沼ダムということで、それぞれ別物なんで
すけれども、評価の調書では別物になっておりますけれども、ですから、そのほか
の既存のダム群については、これはもうでき上がっているものでございますし、評
価対象にはなっておりません。

砂防水資源課長 小田ダムは対象にはなっておりましたけれども、詳細審議の対象にはなっていま
せん。

徳永委員 そうしますと、この評価書というんですか、調書の中の最初のところに書いてあ
る上流ダム群というのは、限定的にということになるんですかね。ちょっとここら
辺が、だから非常にわかりにくい要因の一つだと思うんですが、何といいますか、
全体の中のもの今回の評価対象のものということの切り分けが非常にあいまいで
よくわからないというところが、ちょっと混乱しちゃっているんですよ。

河川課長 もう一度確認の意味で申し上げますと、川の計画というのは先ほど三つ並べてご
説明しましたように、ダムとか遊水地とか合わせて全体でこれだけの流量を処理し
ますという計画になっておりますけれども、再評価の事業の対象になっております
のは部分的なものになっておりまして、川でいきますと先ほど言いました赤色の部
分について、今回の調書で掲げております全体事業費というのは、この赤色の部分
についてのみでございます。ですから、そこにはダムは入っていないような形にな
っております。ただ、全体として、そういうのが組み合わされて洪水から守るとい
うようなことになっているということで、そこが一致していないものですから、ち
よっとわかりにくさがあったかと思えますけれども、ご理解のほどをよろしく願
いしたいと思います。

森杉部会長 この資料でいうと、この資料の赤の部分というのは、ここのところはダムはないけれども、堤防と、それと恐らく掘削ですか、それから拡幅とか、そういうことをやっているということですね。

河川課長 そうでございます。

森杉部会長 いいですか。はい、どうぞ。

両角委員 確認ですけれども、平成50年までがあれですか、事業期間というか。そういうので計算したと考えるといいんですか。

河川課長 この赤色の部分につきましては、平成50年を完成予定としております。

森杉部会長 長いんですね。いつも問題になるんですけれども、どうにも難しいらしいんですね。田中先生、何か意見ありませんか。

田中副部会長 そうですね。また余り細かくしちゃうと、今度みたいな話になりますよね。だから、その辺の切り方が難しいところがあるんでしょうけれどもね。

森杉部会長 だけれども、やっぱりこれは、この条件つきで話をすることじゃなくて、一般的に50年というのは、どう見ても整備計画としては長いんですね。構想としてはあり得るかもしれませんがね。だから、一定程度、上流、中流、下流ぐらいに分けて整備事業化するというようなことを、ぜひ田中先生、考えていただけませんか。

田中副部会長 附帯意見ですか。

森杉部会長 附帯意見じゃなくて、全体まとめて反省するときがありましたよね。そのときにひとつ考えてみるということはどうですかね。去年も同じことを書いている可能性もあるんじゃないかなかったですか。

行政評価室長 この資料1の3ページにそのことを、これはこの前の話に出たもので、事業全般についてということで、河川事業の事業区間について検討するという、これはいつも出てくるんですが。

森杉部会長 去年も出てましたよね。というわけで、ぜひチャンスをつかまえてご検討いただきたいんですが。

河川課長 毎回問題になります問題については、今、5年ごとに見直しておりますけれども、それも10年でもいいんじゃないんですかという意見もございますし、いずれにせよ50年というのは確かに長いと思います。それで今、整備計画という真ん中のこれがまだ策定中ですけれども、これができ上がりますと、これは30年間の計画に

なりますので、30年といってもまた長いんじゃないかという指摘を受けるかもしれませんが、当面進めていくということで、本当に地元の方と調整した結果としての30年間の計画になりますので、これが一つの考える対象とすべき話になるかと思えます。その上で、さらに工区割ができれば、もうちょっと細かくできる可能性はあるかと思えますが、ここについては検討課題といいますが、再評価の手法については国の方の方針に基づいてやっているということもありますので、県独自でこのあたりどうするかという議論ができるのかどうかという議論もありますので、ちょっと関係機関とも調整しながら今後の検討課題とさせていただきたいと思えます。

森杉部会長　　そうですね。多分いろんなところでこの問題が出ていると思うんですね、全国で。恐らく同じような問題提議が。だから、本省も対応を一応しているだろうと思えますけれども、そういうことでぜひ検討をお願いしたい。必要ならば宮城県独特のものでも僕は構わないんじゃないかと思えますが。
はい、ほかにどうぞ。

遠藤委員　　先ほど今回の対象地から外れているというお話があったんですけども、ダムに関して、この図面の右側に新たに五つのダムが見えていますよね。これはもう事業採択になって計画中なんでしょうか。それとも建設中か、その辺、参考までにお聞かせいただきたい。

砂防水资源課長　　このダムは昭和55年に北上川水系工事实施基本計画が策定されたときに、迫川に位置づけられているダムといいますが、本論は上流ダム群と書いているんですが、一応流量計算をしているときには、こういうところにダムを張りつけようということで位置づけているダムです。

その中で一迫川というか、迫川本川では花山ダム、これがもう既に完了していますし、これも操作ルールは変えていますので、今再開発事業で新たに自然調節方式に直して、これは16年度に完成します。それから、小田ダム、これは二迫川の荒砥沢ダムと一緒に、迫川上流農業水利事業と一緒にして迫川総合開発事業ということでやっています、小田ダムについても17年度、これは支川の長崎川の上流につくっているダムですが、これも17年度に完成します。それから、荒砥沢ダム、これは二迫川の上流で10年度に完成しまして管理に入っております。それから、栗駒ダム、これはもう既に完成して、これは産業経済部で所管しておりますが、これも治水のダムとして位置づけておまして、これについては計画では将来はかさ上げをするというような計画になっております。

そのほか昔川のダム、あとは長崎川の小僧ダム、草木川の草木ダム、あるいは花山ダムの上に新花山ダムとかですね。あと、二迫は中山ダムといったダムで上流の大林基準点3,900 m³/sという流量が出ますので、それを2,300 m³/sですかカットすると。先ほど岩見課長がお話しになりましたが、佐沼は1,000 m³/sなんですね。1,000 m³/s以上流せないんですよ。実は石巻が、あそこは150分の1で2,500 m³/sですから、100分の1は2,000 m³/sなんですね。そうすると江合川は1,000 m³/sです。1,000足す1,000は2,000なんですよ。ただ、石巻は資産が大きいですから、150分の1で

も守ろうということで計画洪水では2,500 m³/sになっています。

そういうことで、頭でっかちなので、上でダムでカットしない限りは100分の1にまでいかないというような計画で、これは工事基本計画に位置づけられたというか、そのときに計画され、そして一応流量をそこで計算上位置づけたダムで、まだ具体的には実施とか、そういうのはなっておりません。先ほど言った四つのダムですか、花山、小田、荒砥沢、栗駒ということで対応しますと、先ほどの河川整備計画30分の1まで下流の長沼、南谷地合わせて治水施設としては全うするというようなことでございます。以上です。

森杉部会長 これは将来計画というので、まだ全然、何といいますか、事業化しているんじゃないですね。

砂防水資源課長 全然事業化していません。将来計画です。

森杉部会長 この100分の1というのも通常は30分の1で現在やっているんでしょう。

砂防水資源課長 そうです。全体計画上は100分の1ですけれども、今は段階整備で河川整備画となります。

森杉部会長 段階整備で30分の1に整備しているのであって、将来としては全部どの河川も100分の1に持ってこようというのが一つの構想としてあるんですか。

河川課長 ですから、右は構想と考えていただいて結構です。

森杉部会長 ということですね。ご心配もあるかもしれませんが、構想ということでございます。

はい、どうぞ。

徳永委員 ということであると、調書の最初の事業目的のところは100分の1を確保するものであるというふうな書き方になっているんですけれども、今回のこの調書に対しては30分の1ということに理解してよろしいですか。もし100分の1だと、先ほどの説明だとダムまで全部含めた中での位置づけということになるので。

河川課長 治水安全度を確保するという、構想という言い方がフィットした言い方でないんですけれども、こういうふうに進めますという方針といいますか、そういうことから考えますと、100分の1の安全度が必要な河川というふうに県として考えております。

そうすると、今回の全体計画が対象になっているんですが、その中で具体的に30年間で整備をしましょう、いわゆる事業化してやっていきましょうというのが段階計画としてあるということで、それ以外については事業としてはまだ具体化しておりませんと、もっともっと調査が必要ですよという段階でございます。ですから、計画としてはあるんですけれども、要するに絵にかいたもちのような構想ではないという意味です。計画としてはあるんですけれども、まだ具体化していない、次の

段階のレベルのものが控えているということでございます。

徳永委員 それはわかるんですが、だから調書の書き方として、ここの目的として書くのは30分の1なのではないかということなんです。

河川課長 目的というのは将来のどこを目指すかということでございまして、それについては100分の1と考えております。

徳永委員 今回の評価の事業は30分の1まで持っていくというところまでの事業に対する評価ですよ。

河川課長 いや、実は整備計画の30分の1は今策定中で計画としてできていないものですから、今は全体計画として昔立てたものを対象に評価をいただいているということになります。

森杉部会長 わかりにくいですね。すっきりさせましょうよ。長期としては100分の1、当面30分の1を目標にという、そういう言葉で整理しておくとうございますか。

徳永委員 そういうふうに書いていただかないと、結局100分の1になっていないのに事業が完了したというのはおかしいじゃないかということになって、いつまでもこれが継続しているということにならざるを得ないと思うんですよ。

河川課長 おっしゃっている意味は非常によくわかります。河川整備計画が策定されますと、そういう書き方ができるかなと。つまり、計画してそういう計画が世に出ると、30分の1を当面進めていますというのができるんですけども、今ちょっとわかりにくいんですけども、事業を進めながら整備計画もちょっと策定中だというのがありまして、これは河川法が改正になりまして、将来のいわゆる100分の1の計画一本だと非常に大ざっぱといいますか余りにもちょっと射程距離が長いので、その中に段階計画として、主に30年後を目指して、そのぐらいで計画をつくりましょうというふうには河川法が改正されました。その河川法の改正を受けて、先ほど申し上げました、地域の方々とかいろんな方に委員に入らせていただいて地元の意見を聞いて整備計画を策定しましょうと。これはもう実際事業化している計画なので早くつくりましょうということで今精力的にやっているんですけども、実は迫川についてはまだできておりませんので、それができれば書きたいんですけども、今できていないものですから、ちょっと書きにくいということで、全体計画のみを目的に書かせていただいたということになっております。

徳永委員 そうすると、評価対象というのが全体で評価せざるを得ないということにならないですか。

河川課長 そのとおりです。ですから、今回全体計画を評価対象としてお出ししているわけでございます。

ただ、その中で、じゃ長期間かかるので段階的にどのように整備していくんです

かというご質問があったものですから、実はこの間に整備計画というのがあって、それを今議論しながら進めているところでございますということで。すみません。ちょっとわかりにくくなってしまいました。そういうことでございます。

森杉部会長 わかりやすくしましょうよ。せっかくですから。

長期としては100分の1でいいですね。調書の中にも何度も30分の1という数字が出てきているんですね。長沼ダム建設事業の完成する平成24年、これが当面の今回の目標ですね。でしたっけ、違いましたっけ。長沼ダムが完成した時点で30分の1だと、こういうことですか。(「そうですね」の声あり)なるほど。みんなそう書いてありますね、確かに。整備目標じゃないと。50年……。

加藤委員 確認ですが、B/Cも30分の1年確率の……。(「B/Cは100分の1」の声あり) B/Cは100分の1ですか。

河川課 調書が、今、全体計画という形になっていますので、施設すべて100分の1の形での事業費、こちら迫川については事業費もそれからB/Cもすべて100分の1の計画ということでまとめてあります。ただ……。

加藤委員 そうしますと、先ほどの説明ですと、100分の1にしていくためには、一番右端のダムとか何かも入ってこなければ、それはならないんじゃないか。なんかわかりにくい話になってくるんですが。

河川課長 ですけれども、先ほど言いました赤色の部分だけで河川はB/Cも全部出していますという、つまりダムが入っていないんです。ちょっとあれですが、河川の受け持ち分だけでやっている。

加藤委員 なんかわかりにくい。

砂防水源課長 あと、ダムというのは治水計画規模100分の1とありますけれども、ダム自体も施設規模としては100分の1の規模でつくるといふふうになっているわけなんです。だから、そこはダム自体も100分の1ということなんです。ですから、さっき言ったように、荒砥沢ダムや花山ダムも小田ダムも100分の1になっているわけですよ。しかし、雨は10分の1降ったり、20分の1降ったりしますから、その途中においては、そんなに満杯に、ダムがいっぱいになるということはない場合もあるわけですね。ですから、構造物としてダムをつくるときは、そういう形でつくっているわけです。ですから、長沼ダムの場合は100分の1ということであって、それに対してB/Cも長沼の治水効果として出しているわけです。

加藤委員 ただ河川の方が今後30年間ぐらい整備をやって、それで30分の1の対応しかできませんよという、B/Cを計算するときも30分の1の被害額とか、そういうことで見ていった方がわかりやすいのでは。

砂防水源課長 ちょっと前に私がお話ししたと思いますが、100分の1のときの計画洪水量、

例えば佐沼1,000 m³/s、それから若柳1,700 m³/s、それから大林1,600 m³/sですが、それで河道を整備していくということなんです。ですから、それは100分の1で整備しているんですよ、川を。川の受ける持ち分は1,000 m³/sなんです。100分の1で1,000 m³/sなんです。そういうことになっている、課長が言っているのは、そうですね。

森杉部会長 だから、その1,000 m³/s、持ち分であるためにダムが必要なわけですね。

砂防水资源課長 ダムは、その2,200 m³/s分をダムが持つということなんです。ですから、基本高水の3,200 m³/sから計画高水を引く、2,200 m³/s分はダムで持つ。ですから、ダムは上流にはまだ100分の1のダムになっていないと。評価するとですね。旧ダム、まだ四つぐらいしかできていませんから。そういう意味ですよ。

加藤委員 河道はダムができなければ、この河川を整備しても、その100分の1の効果というのは発揮できない。

河川課長 上流にダムができると川を含めてやると。確率が上がっていくんです。

砂防水资源課長 今お話ししたのはそれなんです。だから、治水安全度というのは、河道とダム、遊水地、すべての組み合わせで佐沼100分の1ということにしているわけですね。その間に河道も、100分の1の河道は計画洪水で1,000 m³/sですよと。ですから、1,000 m³/sで整備します。そういうことなんです。

沼倉委員 B/Cで前年比投資が100分の1で計算していて、コストの方は、これも100分の1すべく、すべてのコストがダムとか河川の方に入っているという構造になっているわけですね。今これを評価しようと思っている調書がダムと河川に分かれていますけれども、それぞれのコストとベネフィットというのはダブってはいないで別物になっている。そういうのを、どれとどれがどうなっているというのをちょっと説明していただけるとわかりやすい。

森杉部会長 そういうことか。だから100分の1なんだね。100分の1なわけだ。B/Cの方のBは、100分の1なら100分の1で対応していますよと。100分の1の洪水に対して発生するようなものに対して整備ができていますよと。もともと費用はそうですね。費用でそのような洪水調節ができているためには、ダムがないとできないですから、ダムの費用がその中に入れられないという感じじゃないかと、こういう指摘ですよ、今のご指摘は。そういうことですね。

沼倉委員 そうすると、B/Cは両方余っていてもB/Cで見ていかないといけないのかなと。

砂防水资源課長 あくまでも分けて出しているわけです。長沼ダムの効果としてダムの方の

B / C、この5ページ、6ページありますけれども、そういう形で出している。

森杉部会長 Bはいいんですけれども、事業の費用は、これはどうなっているんですか。

砂防水資源課長 ダムの費用は、長沼ダムは850億円です。

田中副部会長 今お話があるのは上の方のダムね。計画上のやつ。だから、そこと今、金を計算している方と整合性がとれてないんじゃないかということだと思っんですね。

森杉部会長 今まではどうしているんですか、これ。いつもこういう問題はあるんでしょう。こうやってやっているんですか。

砂防水資源課長 川は1,000 m³/s分持てばいいわけですね。1,000 m³/sのために改修したときに改修費はこうあって便益はこう出ますよということを言えばいいので、ダムは長沼ダムが600 m³/sカットして、その効果を言えばいいですね。

森杉部会長 いや、問題なのは、上のダムがなければ、100分の1の洪水に対応できないわけですよ。つまり、ベネフィットは小さいはずなんですよ。

費用が途中の費用だけだったら便益も途中の便益だけを計算すべきじゃないか。費用を全体の費用として入れるならば、100分の1の全体の便益を計算すべきだ。それぞれの想定する規模を途中かまたは全体か、両方とも整合をとってくださいと、こういうことです、費用と便益を。そういう質問です、これはね。

加藤委員 だから、やっぱりわかりにくいと思っんですよ。

森杉部会長 これ、やっぱりみんなもめていると思っんだよね、これもまた。これは、この前たしか国土交通省の方でも、この問題はもめたように思っな。特に事後評価でやったときに、どんなふうを考えるかというのでいろいろと試行錯誤をやっていましたね、国土交通省の河川局の方でも。だから、これは結構難関でみんな苦労していると思っよ。

河川課長 要するに、ベネフィットを重複カウントしていないかとか、そういう話になるんですよね。

加藤委員 そういう感じを受けるんですよね、これ。

森杉部会長 要するに、費用と100分の1というものが実現されているとするならば、それはそれに相当する分の整備ができていないはずだから、そうすると費用の中に上流のダムの費用を入れるべきではないかと、こういうことなんですよ。一方、30分の1という形での便益を計算するならば、これはダムがないので、そういう事実ができていないから、費用の方はダムの費用を入れる必要はないと、こういう整合性をとって費用便益分析をやるべきではないでしょうかと、こういうご意見ですよ。

加藤委員　そうですね。

河川課　これは要らなかったですね。

森杉部会長　でも、こういう説明を受けたから、やっとこの問題があるということがわかったわけですよ。それがなければ全然わからない。

砂防水源課長　この将来計画は認可されていますからね。全体計画は。

森杉部会長　だから、これならこれに基づいてB / Cの方も出しますと。その線で結構ですよ。

砂防水源課長　まだダムが具体化していないですし。

森杉部会長　だけれども、この事業の対象だったら、それは今、入れなければならない。とにかく。

砂防水源課長　いや、今は、それぞれの個々の施設のB / Cという形で出していますから。

森杉部会長　ですから、個々の場合だったら、これは整備は30分の1しかできないないんですから、30分の1でB / Cをやっていただければ、それはそれでいいんですよ。要するに、そういう整合性の問題なんですよ、ここで議論しているのは。

加藤委員　ここで河川を一たん整備して、100分の1の便益を見て、上のダムをつくったときにダムのそれぞれの便益をもう一回見る形。そうしますとね。

森杉部会長　大体なんか便益計算しても大丈夫な感じしますけどね。
30分の1で。ダムは、これ一番素直でいいんじゃないかと思えますけれども。

河川課　30分の1であれば、全体事業費が今の1,000億円というところにいきませるので、多分B / Cは大体2ぐらいですが、同じレベルで下がってくるなど。同じレベルで分母も分子も下がってきますので。

砂防水源課長　ダムは出ないようになるんですね。100分の1でつくっているわけですから。30分の1でダムをつくっているわけでもないんですよ。ダムの場合は100分の1でつくっちゃうでしょう。途中の30分のベネフィットでは出ません。これは明らかです。ですから、100分の1の評価でしかあり得ない。

森杉部会長　あとは、やり方は上のダムが完成するまでは30分の1で、完成した後100分の1にするんですね、効果としては。そうしてベネフィットを将来構想に対して増やすという手は一つありますね。結構面倒な話ですよ、これは。

砂防水源課長　ダムはできないかな、単体としてつくっちゃうから。

森杉部会長 いや、もちろん、ですから将来のために初期投資としてこの段階ではB/Cの値は小さいですよ。結構ですよ、そうやってはっきり言っていただいて。それはちゃんと特記事項で書いていただきまして。

砂防水資源課長 100分の1の場合についてはベネフィットこう出ますよと。途中の30分の1ではまだまだ……。

森杉部会長 これしか出ませんよと。それは結構です。

森杉部会長 そうして書いていただければよろしい。

砂防水資源課長 一回しかつからないからね。この間ごらんになったと思いますが、あそこの高さぐらいに建つわけですね、ですから……。

森杉部会長 いいんですよ、段階建設できるんだったら段階建設していただいてもいいんですよね、そこも。かさ上げ、途中でやっていきましょと。これは、いいことかどうか知りませんよ、私は。知りませんけれども、そういう発想もあり得んですよ。B/Cの観点から言うと。

河川課長 今、部会長がおっしゃった話は、B/Cの出し方も、これも一つの何というんですか、マニュアルといいますか、それに基づいてやっています、今のマニュアルではそこまでカバーしきれてないですね。ですから、問題点としてそういうことが起こり得るといのは我々も理解をいたしますので、要するに評価の仕方のルールといいますかどうするかというところ、ちょっとこれもどういうふうにすべきかというところはすぐには答えが出ないんですけれども、考えていかないといけない問題だとは思っております。

確かにちょっとややこしいですね。全部合わさって組み合わせで最終的な効果、便益があるとする場合に、個々のコストがかかる部分というものを、それは個別にやっていて、便益だけは全体で見ているという構図になっていますので。

森杉部会長 過大評価ですね。B/Cの比率から見ますと、間違いなく過大評価になりますね。と思われたんですが、そうではないというお話もありましたね、今。

田中副部会長 コストがもう少し下がるだろうという。

河川課長 30分の1という形に限定をしたときにですね。ちょっとあれですけれども、もう一つ言ってしまうと、下流に対しての評価というのはしていません。ですから、こうなってきたときに、石巻に対しては、もうきいてきているんですよ、実は。そちらの方の効果というのはとっていません。それはもうですから、そういうのがあって多分、国の方でも今ダムとか河川の方ですか、一体でやるというのはいろいろ話題になっているのは、そういう形だと思います。ここで整備することによって下流にある石巻というのももちろんきいてきますので。

森杉部会長　　そういうことも特記事項で書いておいていただきたいと思いますよ、丁寧に。そういう便益ありますけれども、考えていませんよと。そういう意味において過少評価していますよと、こう書いておいていただきたいと思いますよ。それは物すごく重要なことですよね、説明責任として。そういう指摘事項はぜひお願いしたい、少なくとも。

それから、おっしゃったようにコストも下がるというのは、30分の1の断面にするために、コストも費用節約ができることになると、こういうご意見ですか。

今100分の1で断面、河川整備しておられるわけですね。ですから、100分の1ですから、30分の1の整備にしては過大投資になるわけですね、これは恐らく。

河川課長　　ここについては断面形状は一緒です。要するに、上流のダムがあるかないかの違いですから。

砂防水資源課長　　だから、区間区切ってやるんでしょう、多分。

森杉部会長　　ちょっと指摘事項ですよ、これは。ぜひ何というか、ベネフィットとコストと、30分の1なら30分の1、100分の1なら100分の1で、それぞれで整合性を持って計算をお願いしたい、こういうことですね。もちろん、おっしゃったように、特にコストが過大コストの投資をわざわざやっているとあるという場合は、当然のことながら、これは先行投資してあるわけですから、先行投資をここはしていますという指摘事項をしていただくとわかりやすいですよ。なるほどなということになりますから。そんな整理をここではお願いできませんか。今ここでやってきてくださいというのもどうですかね、大変なんですけれども。それまでもう一回再審査しますとやりますか。

河川課長　　準備がかなりかかると思いますね。今までのやり方と違うので。

行政評価室長　　今お話あったようなことを事務局でつくらせていただいて皆さんに、いわゆる附帯要件として。例えばB/Cを計算し直すというのがありました。それから、し直さなければ、し直さない合理的説明をしなさいと。

河川課長　　ですから、現状こういうふうに出していますという説明はできると思いますけれども。ちょっと計算をもう一回し直すとなると、またシミュレーションしないといけませんので、これは大変なんです。

行政評価室長　　例えば、妥当として、そういう部分が入っている入っていないという分を説明しなさいという附帯意見とするということではいかがでしょうか。

沼倉委員　　今から細かくまた計算し直すというのは非常に実際問題大変なことです。今このように積み上げてきた数字が一覧表的にどういう形のもので計算されている、1番と22番のものを並べていただいて、それにコメントをつけていただくのと、それについてはこういう例えば下流域のベネフィットは含まれていないとか、そのようにまとめていただくということを今回の課題にさせていただいて、ちょっと次

回るときからは、どういうフォームが適しているのかというのが今後の全体的な課題という形でまとめていただければいかがでしょうか。

森杉部会長 大変いいご提案をいただいたんですが、よろしいですか。そういうことでよろしいですか。

という状況ですが、今までの議論すべて調書1の方ばかりですが、調書22でしたっけ、こちらの方についてはありませんか。よろしいですか。はい、どうぞ。

遠藤委員 前もって渡されていましたが調書の3ページになるんですけども、事業の需要等の変化という枠の中に築館町そして栗駒町の地区で洪水が大きかったと記載されているんですけども、それというのはやっぱり下流整備がなされていないがための洪水という解釈でよろしいんでしょうか。

河川課長 川につきましては段階的に下流から整備をしていくことになっておりまして、先ほどの図を見てもわかりますとおり、例えば若柳狭窄部から上流というのは、下流が基本的に終わらないと安全度を高められないと。上流の方は、ですからそういう意味では安全度が低い、流下能力がないという状態になっております。ですから、基本的に川幅を広げるとか、そういったことをしようとすると、下流の整備をした後と順番的にはなります。ただ、これは段階的に整備をしていく過程での話だと思っています。

遠藤委員 迫川の全体像からすれば、今課長さんお話しのとおり下流流域から改修という格好で進んでいくと思うんですけども、それは理解できるんですけども、現実に今言ったように栗駒町とか築館というのは上流部ですよ。そういう地点で洪水の常襲地帯だといった際には、そこに住む地域の方々というのはまた違った思いがあるんでないかなと思うんですけども、自分たちが住んでいるところも早目という思いもなきにしもあらずかなと思うんですけども、その辺はどんなふうにお考えでしょうか。

河川課長 去年の台風6号のときに実は破堤をしたところでありまして、二迫川ですね。そこにつきましては下流の方には負担はかけられないんですけども、若干蛇行が激しいので、堤防に流速が当たって堤防に危険な水圧と申しますか水流、水の勢いを与える影響もあるということと、流れを真っすぐすると速く流下しますから、ゆっくり流すと、それだけ水位が上がりますから、できるだけスムーズに流した方がいいでしょうということで、若干今、蛇行の修正をすることにしています。ですから、災害復旧の現況復旧プラス蛇行の修正ということで地元の方ではやっております。蛇行の修正程度であれば下流にそれほど影響を与えないでしょうということを見きわめて、そういった努力をさせていただいています。

森杉部会長 遠藤委員、よろしいですか。(「はい」の声あり)ほかにございませんか。もう疲れて、いいですと、こういうことですかね。いいですか。

それでは、番号の1番の迫川の河川改修事業と、それから22番長沼ダムの建設事業ですが、それぞれ継続は妥当とすると、こういうことでよろしゅうございます

か。附帯意見として1番に対応するものですが、附帯意見としてはB/Cの値をどういう前提条件で計算したかということの説明をした文書をつけてくださいと、こういうことですかね。こういうことでお願いしたいと思います。というふうにお願いします。それでいいですね。よろしゅうございますか。(「はい」の声あり) それでは、以上で継続という形で結論させていただきます。ご審査ありがとうございました。

本当これは大変だね。大きいんだね、この事業ね。スケールがでかいんですよ、これ。休憩しますか、ちょっと。休憩してもいいですか。

行政評価室長 次の10番と30番は同じです。

森杉部会長 そうですね。10番と30番を一緒にやりましょう。
それでは、5分間休憩しましょう。5分間休憩します。申しわけありませんが、5分間休憩しますので。

(休憩)

森杉部会長 再開します。
10番と30番、これについての審議を行います。
虎の巻をもらったんですが、虎の巻を見ないでやっているとわからなくなりますから。説明いただくんですか、まずは。では、お願いいたします。

河川課長 次に、坂元川でございますけれども、ここは坂元川の左岸が道路との兼用堤になっておりまして、道路事業と河川事業とあわせてやっている区間でございます。前回、現場も見させていただいたんですけれども、橋梁が幾つかございまして、付け替える橋梁の距離だとか幅員、それから川の改修と道路の整備の断面がどんなふうになっているのかというのを説明してくださいという宿題をいただいております。
お手元にお配りしております先ほどのA3のやつですけれども、坂元川6号橋から堂殿橋までの橋梁の現況と計画という、この図を見ていただきたいと思います。今日、お配りしておりますA3の資料でございます。

左側が下流でございます。上流から、右から左の方に川が流れるんですけども、ちょっと重ねていますから見にくいんですが、よく見ていただきますと蛇行して流れている川の図がございまして、これが現況河道でございます。そして、道路の方は後から説明があると思いますけれども、主要地方道が茶色の部分、まず右の方から川を渡りまして、そしてずっと行きまして真ん中あたりで坂元橋というのがありますけれども、そこを渡って、今度は図でいきますと下の方まで来ていると、こういうのが現況でございます。これをまず川幅を広げて改修すると同時に、そうすると川はまず青色の部分からピンクの部分にかかります。これは低水路の部分だけ色を塗っておりますので、堤防まで必ずしも色を塗っていないので細くなっておりますけれども、青色の蛇行していたものがピンクのように真っすぐと見えますか、そういう線形に変わります。道路の方は茶色だったものが今度は黄色になります。ですから、堤防の左岸側に沿ってずっと川と一緒に平行すると、そして取り付くという位置関係になっております。

それで、宿題がありましたのは橋でございますけれども、今回の河川改修で対象となる橋が全部で6橋になります。下流の方からいきますと、大川1号橋、坂元橋、愛宕橋、神明橋、それから大川橋、そして堂殿橋とあります。

このうち一番下流の大川1号橋については場所を移します。緑色のところを赤色に移します。ですから、若干位置が変わりますけれども、架け替えになります。それから、坂元橋は、これは川幅が広がりますので、その広がった分だけ橋の長さを伸ばします。坂元橋は幅員は増えません。拡幅無しでございます。

それから、愛宕橋も川幅分だけ橋を長くします。

それから、神明橋は、実はこれは撤去になります。坂元中学校跡地と書いておりますけれども、ここは坂元中学校があったときは通学路にもなっていたんですけれども、これが移転して、なくなりましたので、神明橋は撤去しまして愛宕橋と統合するという形になります。

それから、大川橋は、これは既に川の改修を前提に橋がかかっております。つまり、初めから橋の長さの長いものがかかっておりますので、ここはこのままでございます。架け替えはございません。

それから、最後に堂殿橋、これは一部改築します。ここも拡幅はございません。

ということで、橋は6橋あったのを統廃合で5橋にします。それから、橋の間隔は下の方にメーターを打っておりますけれども、200メーターから300メーターぐらいの間隔になります。現地を見ていただいたのでおわかりになると思いますけれども、やはり生活上使っている橋でございますので、地元の方と調整して一つは統廃合しましたけれども、あとについてはこのような間隔が必要だと思っております。

それから、下の方に表がありますね。現況と計画とありまして、幅員が広がるのが大川1号橋と愛宕橋でございます。あとは幅員はそのままでございます。あとは長さが変わるということでございます。

それから、後ろの方のページでございますけれども、標準断面図をつけてございます。現況が茶色で塗っているところがございますけれども、これを赤色で塗っている断面にかえます。すなわち川幅を広げるといふことと、道路については幅広の堤防にして道路も走るといふような形になります。

あとは道路の方と川の方との負担をそれぞれしているわけでございますけれども、基本的に橋につきましては拡幅が必要なものについては道路管理者の方でその分は負担しておりますけれども、現況部分については、それは川の改修のために架け替えが必要になるという、川側の理由ということで川側が負担をしております。

それから、堤防の部分につきましては、これも川と道路で費用負担をしているわけでございますけれども、道路については先ほど申し上げましたように、茶色の部分が黄色になるということで、道路の方で新しく道がこちらに来るといふことでございますので、道路の新たに加わったものについては道路の方で負担をするといふような考え方で負担をしております。以上でございます。

道路建設課長 続きまして、道路の方のご説明を申し上げます。

道路の方の前回のご指摘事項につきましては、B/Cに一番大きく効きます交通量の伸びについて現地でのデータを示してほしいということで、今回ワンペーパーでお示ししてございます。

森杉部会長　　ちょっと待ってください。どこにありますかね。いただいているわけですね。はい、わかりました。

道路建設課長　角田山元線の坂元地区の交通量の推移ということでお示してございますが、平成6年に2,836台、それから平成9年、1,676、それから平成11年、1,828、この平成11年の交通センサス1,828に対して全県統一型の伸び率をもって平成22年を推定していると、こういうことになってございまして、実は平成9年になぜここまで交通量が減ったのかといえますのは、角田と山元の間でございます小斉峠という峠がございます。その峠で地すべりが起きまして、その地すべりのための交通規制が開始になって、また平成9年から平成12年にかけて工事期間中も含めまして交通規制をしました。具体的にはどういう交通規制をしているかと申しますと、昼間は片側通行、夜間は全面通行止めというような交通規制をやっておりまして、こんなふうに激減している状況でございます。

　　したがって、実は平成12年の後半からは現況通行にかなり回復しているかとは思いますが、いかんせん交通センサスが5年に1度ずつの調査になってございまして、平成6年それから平成11年、そして平成16年にまた交通センサスをする予定になってございます。したがって、平成11年のデータをもとにして全県統一の伸び率をもって推定したという結果でございます。平成6年よりも平成22年は交通量として、このデータからすると減るような状況になってございまして、例えばこれは全県統一型でやっているがゆえの、ある意味では推定のつたなさといえますか、でございます。

　　平成9年から11年の伸び率だけを見ますと、片側通行の中ではございますが、年間に大体76台ほど増えてございますので、この数字をもとにしまして11年から22年までの12カ年を推定しますと、実は2,740台という数字が出てまいります。ほぼ現況に近いような状況、意味のない数字でございますが、そういったことでB/Cのもとになります交通量につきましては、この2,121台というのはかなり低目の数字であると私どもは認識しているところでございます。以上でございます。

森杉部会長　　はい、ありがとうございました。
　　どうぞ、いずれの方でも結構です。

両角委員　　ついでにちょっとお伺いしたいんですけども、平成6年が2,800ですね。平成元年は何台ですか。つまり交通規制する前の状態が、もしそれがノーマルであれば、9年、11年というのは異常ですね。それはちょっと理屈としてよくわからない。もっと平年をとって、片側通行とかなんかというのであれば、9年、11年が。

道路建設課長　9年、11年はまさしく交通規制の中での実態調査のデータでございまして、真の姿をあらわしていない。

両角委員　　真の姿が平成6年なのか、それとも……、ちょっとその説明がよくわからなか

ったんですが。

道路建設課長 平成9年度、平成11年度は、先ほど申しあげましたように片側通行どめをしている結果としての数字でございます。

両角委員 そうですね。だから、9年伸ばしても、22年には両側通行になれば本当はこんな数字じゃない可能性があるわけですよ。そのところをちょっと、なぜこれでやったかというね。平成6年が平常であれば、ここから考えるべきであって。ちょっとそのご説明がよくわからなかったんですけども。

道路建設課長 確かにご指摘のとおりでございますが、一応すべて今回の再評価にかかわる数字につきましては、平成11年の交通センサスをもとにして推定しようという統一をしているものですから、こういう、ある意味では雑音の入ったデータを使っているというところでございます。

両角委員 現実からすると、リアリティーに近いところから出発しないと本当はおかしいと思うんですけどもね。だから、もし平成6年がこういう数字で、もしその前の平成4年でも元年でも何年でもいいですけども、これがもし同じく2,800とか近いのであれば、そこは修正して計算しないと、おかしいことになりはしないかということです。

道路建設課長 はい、そのとおりかと思えます。しかし、平成元年とかというデータは持ち合わせていないというところでございます。

両角委員 センサスはそういうあれですか、やっていないわけですか、このときは。ちょっと全体がおかしいなという印象です。

森杉部会長 今回の件は、おっしゃったように、例えば調書で3ページで計画交通量が大体2,100台でやっているんですね。今。大ざっぱに言って、平成6年の数字を使うと、これの25%増しになりますね。便益は25%増しになると考えればいいですか。

道路建設課長 大体2.0前後になると。

森杉部会長 2.0前後になると。そんな数字ですか。感度分析というのがあったら、そんな数字が出ると、こういうことですね。

両角委員 平常年をやっぱりベースとしなきゃならないですよ。説明としてはなんか腑に落ちない。

徳永委員 そういう意味では、やはりこれは特殊データだということは明示していただかないと判断できないものですから、そういう9年じゃなくて11年でしたっけ、11年のデータについては片側交互通行中であるということを書いていただかないとならないということと、それに関連してなんですけれども、やはりこれは先ほどの河

川と全く対照でして、全体計画が見えないわけですよ。その部分だけで議論されていますから、そういう意味で、ここに限らず、ほかの地方道の道路全体にどうしてもB/Cが低くなってしまふということになってしまいますので、ですから将来全部峠を含めて整備されたときにはどうなるんだというようなことも明確には想定できないわけですがけれども、そもそもこの県道の位置づけがどうであるかというあたりは、もう少し書き込んでいただいた方がいいのかなというふうには思いますけれども。

森杉部会長　今の件はどんなふうにしますか。どんなふうにお願いしますか。要するに、ここはこれでいいけれども、今度からちゃんと特殊な事情がある場合には特殊な事情に基づいて、平成11年の数字を使うんじゃなくて例えば平成6年の数字を使うように調書をつくってくださいと、こういうことが1番目。2番目は、長期計画を一応説明してくださいと、いつもそういえば言っていますね、今までも。言っていますけれども、やってくれていませんね、これは。

徳永委員　特に峠越えの道路ですね。これは本当に峠もやるのかやらないのかで、今現在の出ている交通量というものがどういうものかというのが全然位置づけが違ってきますよね。近い将来に峠は抜けるということになれば、まるっきり流れは変わってくるはずですから。そうすると、これは最小限の便益としてはこれだけだけれども、将来的にはこれ以上に便益が高くなる可能性がある。

道路建設課長　路線としての全体計画ですね。

徳永委員　そうですね。ということもわかりますので。

道路建設課長　わかりました。

道路建設課　ただいま土木行政推進計画で整理されている地方道系というか、生活道路系に関しては、この路線に関しては、この計画で示されているだけです。という単発的な話になってしまう。

道路建設課長　どうしても、このクラスの路線ですと10カ年のインターバルの中でしか考えていないというのが現実です。

森杉部会長　まあしょうがないね、そうすると。この案件についてはいいんじゃないですか。

道路建設課長　ですから、将来計画を入れるものについてはしっかりお話しできるようにということで認識させていただきたいと思います。

森杉部会長　そうすると、先ほどもご指摘いただきましたが、交通量の推定の問題ですね。特殊事情がある場合には、機械的に平成11年なんて使うんじゃなくて、ぜひ考慮してください。その場合でも過大評価の場合もあるかもしれませんが、そういうことをお願いしておきたいと、こんなふうに思います。

ほかにどうぞ。

田中副部長 川の方の話なんですけれども、ちょっと私、きのう現場の方を見られなかったので必ずしも十分に把握していないところもあるんですけれども、いただいた大きい図面によると、結構、現況の河道から比べると、かなり大きくずれて新たに掘削するようなどころがあるんですけれども、その辺の例えば植生とかあるいは生態系の復元とかなんとかというのは、一時的に復元を促進するようなことを考えられているんですか。あるいは、自然にほうっておけばこんな感じになるだろうとか、そういう見込みとかというのは何かありなんでしょうか。

河川課長 まず、断面は、見ていただくとわかりますとおり、勾配を緩くします。ですから、非常に直立堤に近いような形ではなくて、かなりなだらかな状況になります。それから、ちょっと写真としまして、もともと調書の7ページに写真がついていたかと思うんですけれども、坂元川工区という上の方ですね。こういった形で周りも非常に環境のいいところですので、できるだけ環境に配慮しながら景観上も植生も、草はある程度余り繁茂させることはできないと思いますけれども、周りの環境となじんだ形で整備をしていきたいというふうに考えております。

河川課 今、同じ写真なんですけど、7ページの上のところの写真なんですけれども、真ん中に橋みたいなのがかかっているんですが、そこから左側の奥というのが、これは完成している断面でございます。少し高くなっていますね。写真を見て左側です。きのう現場を見たとき、車から右側の方を回ってましたので、向こう側が完成していますという話をされているかと思うんですが、いわゆる勾配ということで、うちの課長の方からお話ありましたが、あまり草が繁茂するのも困るんですが、今現在2割という形で、きのう現場を見て、そんなに違和感なかったかと思うんですが、草の方が自然に生えているという形になっております。このような形で、右側の方はまだ今これから道路を整備していくんですが、こういう断面になって右側の方に道路ができていくという形になります。

森杉部長 この道路は、なぜつくるんですしたっけ。バイパスか。街の中を走らない道路を付け替えると、こういうことでしたっけ。(「はい、そうです」の声あり)なるほど。だから、便益が出ないような形になっているんですね、これ要するに。あそこですれ違えないとか、そういう状況で、一応所要時間で見積もっているということですか。いいですか。素直にいきそうですね。

それでは、これは恐らく皆さん、環境に気をつけてぜひ慎重に、いい川といい道路をつくってくださいと、こういうふうな要望があると思いますが、現地に行ってもなつかしい風景ですよ。そういうふうに思いました。では、継続をお願いしたいと、こんなふうに。附帯事項もなしですね。それじゃお願いいたします。ありがとうございました。

そうすると、今度は大川、11番。それでは、11番の大川の調書を出してください。同様に審査を始めます。ご説明のほどをお願いいたします。

河川課長 気仙沼の大川につきましては、前回特に宿題というか整理事項としてはいただい

ておりませんが、ちょっとその後の経緯も含めてお話を申し上げますと、ご存じのとおり50年に1度の洪水、毎秒1,000 m³/sにつきまして、どのように流量を処理すべきかという計画がまだできていないところございまして、地元のご意見も踏まえながら治水計画メニューを今後策定していくということで、実はこの計画がまだ、そういう状態ですということで、前回の部会の際もご説明させていただきましたが、それで今年度いっぱいかかるんですが、まず7月12日に第1回の大川治水計画意見交換会という、計画を策定する上で地元のご意見を参考のためにお聞きするという委員会をしました。そこでは、毎秒1,000 m³/sというのが、どうして1,000 m³/sなのかということにつきまして説明をいたしております。

それから、8月30日に第2回の大川治水計画意見交換会を開きまして、ここでは1,000 m³/sを前提としまして河道拡幅案のメリット・デメリット、それから河道のバイパス、放水路をつくることによるメリット・デメリット、それから河道の一部から水を一たんためるということで遊水地計画についてのメリット・デメリット、そのほか流域対策としまして各ご家庭といいますか各戸で処理をしていただくと、そういったこともできないとか、あるいは森林整備による保水効果がどの程度あるのかとか、そういったことにつきまして議論をしてございます。議論としてはそういう状況でございまして、第3回目を11月の初めに開催する予定になっておりまして、そういった議論を踏まえて計画の方を固めていきたいというふうに考えております。以上です。

森杉部会長 ありがとうございます。どうぞご質問、ご意見をお願いいたします。

 これ、どういうところでしたっけ、覚えていませんね。ちょっと田中先生お願いします。覚えがない。教えていただけますか。

田中副部会長 これはもともとダムの話があって、その計画がかわって、さらに今年の台風6号ですかね。台風6号でかなり大きな出水があって、計画洪水の設定をどうしたらいいのかというようなお話があって、それでいろいろ紆余曲折があるというところなんです。ほかの河川と比べるとかなり違いがあって、そういう意味で分科会の中では特殊なものもあって、やはり皆さんで見ていただいた方がいいんじゃないかということで挙げたものであります。

 前回のときにも課長さんの方からお話があって、現時点でメニューが決まっていないので、なかなかそれに対して進捗がどうこうという判断ができないというようなお話があったわけなんですけれども、私の個人的な意見としましては、事業自体はよろしいのかなと思うんですけれども、附帯意見としてやはりそちらの計画、それを速やかに、先ほども11月にも会議が云々という話がございましたけれども、速やかにそれを決めて事業を進めていただきたいというふうに考えております。

森杉部会長 調書でいうと、3ページの代替案の可能性の検討のところですけども、当初は基本高水1,000 m³/sで計画洪水800 m³/s、200 m³/sをダムでつくるといったもの、ダムをやめて掘削でやりますと、こういうことですね。

 はい、どうぞ。どうも思い出せない。皆さん、思い出していますか、現場を。(「今行っていない」の声あり)行っていないの。だから、僕は覚えていない。だから、

わからないわけだ。全く覚えがないなと思って。行っていないですか。余り問題ない。問題ないという感じで、今回現地を省略したわけですね。

田中副部長 場所的なこともあるんでしょうけれども、気仙沼ですからね。

加藤委員 見ても今時点ではなかなか工事もやっていませんし。だから、これからの方針をどうやっていくかという方が先なんだろうと思います。ですから、先ほど交換会をやられているわけですね。それを経て流域委員会みたいなものをさらにやって整備計画を立てていかれるんでしょうから、それに沿ってやっていただくというほかにいんじゃないでしょうかね。

森杉部長 去年の台風ですか。

長田委員 これ、ダムが中止になったんですね。

森杉部長 珍しく皆さんおとなしいですね。いいですか。(「はい」の声あり)
そうすると、附帯事項としては、おっしゃったことは特に地元の方との意見交換会とおっしゃいましたか。意見交換会での……。

加藤委員 これを積み重ねてですね。ここは河川整備の流域委員会、これは続けるんですね。

河川課長 二つありまして、基本方針では先ほど全体計画をつくるための、これは県がつくるんですけれども、そのための意見交換会を開いているのと、先ほど言いました段階計画としての30年間で整備していくというのが流域委員会でございますけれども、それと両方今並行的に動かしています。いずれにしても、どちらもできていないという状態です。

森杉部長 そこをつくりながら、この整備を進めると、こういうことですか。

河川課長 ですから、整備は今、実は止まっておりまして、早くこれをつくらないと整備ができない。

森杉部長 なるほど。整備は自主的に止まっているわけですか。なるほど。そういうことですか。

徳永委員 ですから、実質止まっていて、だから計画自体はどうなるかわからないわけですよ。全体計画としてやっていくということはいいいとしてですけども、そういう意味で何というんですか、ここで評価のしようがないというのが正直な感想なんです。ですから、こういう事業の扱いというのをただ単に継続という言い方でいいのかなどうかというのは、ちょっと疑問を感じる点はあるんですけれどもね。要するに、そういうのが決まった段階で改めて土俵に上げてもらうというのが本来の姿なのかなと思うわけなんです。

森杉部会長　今の件ですけれども、過去も何件かこういう事件ありましたよね。事務局の方、覚えておられませんか。この前たしか継続にした場合と、それから中止にした場合もありましたね。休止という言葉はないんですよ、今。今、使ってはならないんですよ。だから、中止しかないんですよ、あるとしたら。それで、鹿島台だったかな。計画がちゃんとできないから一たん中止しましょうと、こう決めましたよね。

河川課　条件つき中止という形だったですね。

森杉部会長　そうですね。計画ができるまではね。だけれども、この場合は、むしろこういう状況だけれども、依然として基本的に続ける方向だから継続にしていたような感じもしますが、実は定かでないんですよ。

徳永委員　それについて今さらなんですよけれども、そもそもこれをリストアップしたということ自体が要らなかったのかなという.....。

河川課長　大川についてはちょっと中途半端といえば中途半端なんですよ。要するに完全に休止していますと、事業のめどが立ってからまたやりますという、先ほど休止という言葉はないというのがありましたけれども、条件つき中止といいますが、そういったものについては土俵に乗るときに上げましょうということで今回の審査対象から外したんですよけれども、ここは去年も全市避難勧告もありまして、やらないといけないというのはわかっていて、そのための計画を急いでつくりたくない、そして早く事業を進めないといけないということなので、完全にしばらくやりませんよというものでなかったものですから残ったんですね。

加藤委員　特にここは当初ダム計画があって、それをやめて今再検討みたいな形をとっていますので、それを過去の経緯から見て、一応念のため審議にかけておくというような形だろうと思うんですね、今回の扱いは。

森杉部会長　そうですね。今の話を聞いていますと、基本的にはやらねばならないわけですね、いずれにせよ。これはやっぱり洪水があって被害があって、これはやめますよなんていうことは、それはちょっと言えそうもないですね、これは。そういう意味においては、やっぱりこれは継続でしょうね。ただし、なるべく早く整備計画をつくってくださいと、皆さん協力して。整備にとりかかってくださいと、こんなふうな附帯事項ですか、ここに関しては、むしろ。そういうことになるんじゃないかと思いますがね。そういう附帯事項は、ちょっとおべんちゃら使うようだからやめちまえなんてことでもいいんですよけれども。いいですか。よろしいですか。そういうふうな。被害がある状況は何とかせねばなりませんからね。

というわけで、何とかせねばならないという認識を持っているので、早急に整備計画を策定して事業の進捗を促していただきたい、こういうふうな附帯事項にしましょう。よろしいですか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

いいスピードですね。次は、これもすぐ終わるんでしょう、多分。筒砂子ダムですけれども、これも方針が決まっているんだから、もう。でしょう。20番ですね。

お願いします。

砂防水資源課長 筒砂子ダムでございますが、たしか沼倉委員から代替案の事業費及びダム案の選定理由について確認したいということだったものですから、調書の2ページに、その代替案の可能性の検討ということで示してありますが、それでわかりやすく示したこの図で、これでちょっと説明をします。

森杉部会長 ちょっと待ってください。ここは今どういう状況のご提案でしたっけ。事業継続ですが、実質的には調査費が入るだけ。実質的休止の状況方針ですね。

砂防水資源課長 そして、地元対策、地権者対策と、渇水時の利水対応というものを協議会を立ち上げて検討しております、それを10年間といいますか、建設の本格的な着工までは県単独事業でやっていくという方針で進めております。

砂防水資源課 お配りした図面で一番左側の方に書いてある、これが2ページの代替案の可能性の検討ということで述べている内容を示したものです。要は、河川の方で考えます治水というか、その容量に対しまして、ダムの方で対応した場合とそれから河川の方で対応した場合を一番左側の方に書いてあります。ケース1の場合は引堤ということで、それからケース2は河道を掘削する、それからケース3は引堤と掘削というのを組み合わせていくというようなことで比較した案、それと洪水調節という目的に絞ってダムを建設した場合の比較ということで調書の2ページに示してございます。

仮に、それに利水の専用ということで利水差の分をダムということで加えますと、一番右側の方になりますが、今、ダム事業費800億円として概算を出していますが、これに比較してもかなり大幅な事業費増になるということで、多目的ダムとして建設をしていきたいということで考えてございます。

森杉部会長 よろしいでしょうか。

砂防水資源課長 要は、800億円とここの代替案の780億円、これは治水だけの対策ですから。そのほか利水単独でダムを建設すると350億円かかるわけです。ですから、それを足せば1,100億円以上になって、実際、多目的ダムで我々建設しようとする800億円をはるかにオーバーすると、そういう説明です。

森杉部会長 この利水容量というのは350億円ぐらいかかるんですか、現在のところ。

砂防水資源課長 単独でやればですね。

森杉部会長 単独ですと。それで、農業用水は何というか、現在の計画でも農業用水は確保する必要があるというふうな状況になっているわけですか。

砂防水資源課長 そうです。鳴瀬川のかんがい排水事業の中で新規利水として210万 m^3 を確保すると。これは今、農水省でやっている二ツ石ダムと、それから国土交通省で計画

している田川第1・第2ダムと、それと筒砂子ダム、漆沢ダム、この三つで対応するというので、8ページに図面があるんですが、それぞれ色分けしてございますが、そのダムの持ち分といいますか、水系、供給する、補給するエリアがこういうふうになっています。それで、筒砂子ダム、漆沢ダムも含めまして、鳴瀬川の上流域ですね。加美町のところだけの1,900ヘクタールと。全体で大体9,000ヘクタールぐらいあるんですが、そのうちの1,900ヘクタールは筒砂子ダム、漆沢ダムで持つというような計画になっていまして、筒砂子ダムについては210万m³の利水容量になってございます。

森杉部会長 主に古川ですか。

砂防水資源課長 下流ですね。南郷町とかですね。鳴瀬、南郷、下流ずっとですね。鹿島台も含めずっと下流まで行きますよね。

森杉部会長 広いんですね。

砂防水資源課長 広いんです。

沼倉委員 漆沢ダムの容量では利水目的では足りないということなんですか。

砂防水資源課長 新規利水ですから足りないですね。新規は、これは農政側の要請で決まりまして、負担金をいただくわけですね。

森杉部会長 最近、各地方、いろんな地域で利水関係は最初の過去やった予測と比べて利水の需要が伸びないのでダムをつくる必要はありませんと言って、利水関係はダムをつくることに対して撤退が結構行われていますよね。ここはそういう可能性はありませんか。

砂防水資源課長 ここ、鳴瀬川というのは宮城県で一番農業用水の不足しているところで、番水制を張ってやっているところです。相当シビアな条件の中でやっていまして、これは鳴瀬川上流のかんがい用水事業でやっていくということで、18年に二ツ石ダム、これは農水省でやっていますが、これが完成しますと、ただ、それはこの二ツ石ダムでは青のエリアしかカバーしませんので、そのほか国土交通省と宮城県が県営でやるダムで全体の9,000ヘクタールをカバーしていくという計画です。

森杉部会長 そうですか。水がないところなんですか。(「そうです」の声あり)洪水がしょっちゅう起こるところじゃないんですか。違いますか。

加藤委員 自分も利水の立場にいるものですから。ここは今ご説明あったように、かなりきついんですね。それで、鳴瀬川全体としては中で話された番水、順番に使ったり、それから一回出てきた水をまた堰上げにして使っていたんですが、ただ、これからの稲作をやっていきます場合に、そういう使い方をして栽培したのは有機栽培米として認められませんよとか、いろんな条件が出てきているわけですね。そうすると、

そういう営農に対応するためにも、まだまだ利水的には足りないという面はある。

沼倉委員 さっきの議論と同じようなことなんですね。鳴瀬川流域の河川改修工事というの
も別途計画があると思うんですが、それとの関係はどうでしょうか。

砂防水資源課長 県の管理区間ではもう完了しています。改修は概成してしまして、今はしており
ません。ダム事業だけです。あと、もちろん直轄区間という国の管理区間は一生懸命
やっていたらいるし、それでも県で受益者負担というか直轄負担金というの
を出していますけれども、そういう形で。

森杉部会長 それはどの辺ですか、その直轄区間というのは。

砂防水資源課長 ちょっとこの8ページの計画高水流量配分図でございますが、ちょうど基準点
三本木がありますけれども、簡単に言えば、加美郡……。

森杉部会長 ちょっと待ってください。上の方ですか。

砂防水資源課長 基準点三本木、太平洋から基準点三本木までです。

森杉部会長 この間ですか。

砂防水資源課長 はい。あと、その上流は宮城県が過年度大体終わっています。ですから、河道
については、もう宮城県の整備は終わっているということです。

沼倉委員 整備が終わって、それで代替案との関係というと、終わった整備の方ではこうい
う代替案はやらなかったのかということですか。

砂防水資源課長 ですから、上流にダムありで河道も改修したということですね。先ほど迫川の例
の河道改修と同じですよ。ダムを上流につければ、また安全度が上がっていくとい
うことですね。昭和20年からやって、平成7年ぐらいで終わっていますね。

森杉部会長 その改修事業はダムありきで、100分の1でやっているんですか、ここは。

砂防水資源課長 鳴瀬川は100分の1ですね。直轄の治水基準点、三本木ですので。それで、直
轄の治水基準点、三本木において1,000 m³/sの基本高水、計画洪水量3,
100 m³/sですから、1,000 m³/sを上流のダム群でカットするという計
画になっております。そのうち筒砂子ダムは220 m³/sを寄与するというこ
とになっております。

森杉部会長 650 m³/s。

砂防水資源課長 いや、1,000 m³/sを洪水調節する、何といたしますか、三本木で4,10
0 m³/sですね、基本高水。そのうち河道で受けるのが3,100 m³/sなので、

1,000 m³/s分洪水調節を上流でしなきゃならないですね。その寄与する流量が220 m³/s、漆沢ダムが260 m³/s、田川ダムが100 m³/s、将来そのほか花川ダムとかいろいろあるんですが、それで420 m³/sという計画です。

沼倉委員 ちよっとくどいようなんですけれども、このB/CのBのベネフィットは既に平成7年に終わった時点からのベネフィットの積み上げというふうに言ってもよろしいんでしょうか。

砂防水源課長 いや、ダムをつくらなくて河道だけで対応しようとしたら、またさらに広げなきゃならないということです。この絵ありますよね。この黄色のところが終わっていると考えてください。そして、ダムがなければ、赤に引堤しますよと。あるいは2番目であれば深く川を掘らなきゃならないと。3番目であれば、カップルで両方でやるというふうなものだと考えるんです。そういうことです。

長田委員 両方でやる方が掘削だけよりもコストは低いんですか。わからない。

砂防水源課長 区間がありまして、引堤による区間と掘削に向く区間というのがありまして、それをうまく組み合わせてやると。

長田委員 なるほどね。1カ所じゃないんだ。
でも、結果としては代替案よりもダムをつくっちゃった方がコストとしては安いんだよということを言いたいわけでしょう。

砂防水源課長 はい、治水効果を発揮するためにですね。

沼倉委員 既に終わった河川の工事とダムの工事を合わせたものと全体のベネフィットというのは、どのような関係になりますでしょうか。さっきの議論と同じような形なんですけれども。

砂防水源課長 昭和20年からやっていますので、デフレーターをかけて計算しないと、ちょっと今の段階でお答えできないんですけれども。

森杉部会長 そうですね。ですから、今のおっしゃったことに関しては、ここでは費用の方はダムの建設費用だけがコストとして入っているわけですね。本当は過去、防波堤防なんかつくってきて、昭和20年からつくってきたコストが、このコストサイドに入って、そしてトータルの便益が100分の1の便益が生まれますよということが入ってくるというのが一つの全体の事業の費用便益分析だと、こういうことになると思うんですよ。

ですから、ここでのアプローチは、結果的には追加的費用と追加的便益を比較していると、こういう形になっているわけですね、位置づけとしては。だから、今からかかるお金をコストとして入れて、今から発生する便益を便益としてカウントしますよと。こういうふうな計算をしているわけですね。再評価の考え方としては、

そちらの方が本来望ましいんですが、だけれども現在の方針は、こういう追加的費用、追加の便益じゃなくて全体事業、全体の費用と全体の便益を比較しましょうという方針になっています。そういう意味においては、ここは通常の方針に少し異なるんですね。理由はおっしゃるように異なっているということが確認できれば、それでいいんですが、なぜかというと昭和20年からの費用を計算するのは大変だと、こういうことだと思いますから、それはそれで結構だと思いますが、そういう確認は必要ですね。今ご指摘されて、私はそんなふうに理解したんですが、ああそういうことかなと、こんなふうに思いました。

砂防水資源課長 便益も昔の時点の氾濫区域内の状況と今の状況と違いますか、工場が張りついたり、あるいはいろんな施設ができた家張りついたり、人口もかわっていますし、単純にはなかなか。

森杉部会長 それは簡単です。それは過去の……。

砂防水資源課長 足し算するんですか。

森杉部会長 その状態で、あるなしをやればいいだけですから、事は簡単です。そのままで結構です。理論的には間違いありません。

砂防水資源課長 それがどういう意味を持つかなという、この事業に対して。

森杉部会長 どういう意味を持つかという、この事業そのものは全体として投資に値するような便益があったかどうかという、そういうチェックですね。そういう意味を持ちます。

砂防水資源課長 ただ、この筒砂子ダム建設事業というものに対してのB/Cというのは違いますよね。我々は、この事業が今、時のアセスとしていいかどうかを判断してもらっているわけです。

森杉部会長 ですから、通常は、二つ要ると思うんですよ。事業全体としてまともな事業であったかどうかということと、今対象としている追加のコスト、つまりそのダムですね、この場合、ダムがいいか悪いかと、こういう判断ですね。ですから、ここで言う事業というのはどういうふうに定義するかというのは大問題なわけですよ、河川の場合は、それを場合ごとに使い分けられると、やっぱり混乱を起こすわけですね。

だから、いつも定義は全体事業に対するB/Cかあるいは追加的な当対象とする事業のB/Cかということ、先ほどと同じですけども、それぞれ30分の1、100分の1というように変わることもあるでしょうし同じな場合もあるだろうと思いますけれども、それぞれその事業が対象とするものは今何であるかということ、を明示的に出す必要があるんですね。そこが必要なので、この場合も通常の方針に従えば、おっしゃるような何の意味があるかというふうな状況の古い事業まで戻って、しかも土地利用は変わってくるわけです。土地利用が変わるのは当たり前のことですからね。これは今からだって、50年だって土地が変わらないという想定

自身がおかしいくらいですね。むしろ土地利用が変わるのは当たり前ですよ。ですから、むしろ変えるべきなんです。ですから、過去は変わっていることはわかっていますから、それを変えた場合のベネフィットの計算をやるべきなんです。これは少なくとも、事業の効果を確認するという意味においては正しい措置ですね。

砂防水資源課 全部同じ時点で、つまり現在の価値観に合わせて下流から上のダムまで、この水系すべてについて一回試算してみるということになるんですね。過去のやつをそのまま使えるわけではないですよ。過去に例えば昭和20年ごろ済んだやつを、その年代のやつ単価を入れるわけじゃないですから。何というんでしょう。

森杉部会長 現在価値換算ですか。

砂防水資源課 はい、現在価値換算ということですよ。

森杉部会長 要するに、費用も過去のお金じゃなくて現在にすると……。

砂防水資源課 今、全部やろうとした場合に、河川に幾らかかってということですか。

森杉部会長 いえ、過去何年にどれだけのお金がかかっていて、それはそのときのお金ですよ。それ以後インフレがずっと起きていまして、その当時のお金は現在のお金に換算すると非常に高くなりますよ。10倍になったりしますよ。例えば昭和20年、そういう一定時点の年度で換算した費用の時系列を並べるんですよ。時系列を並べて、そしてそれを現在価値換算出しますよ。ですから、過去に投資したものは現在価値換算で出しますと、二重で高いものになります。一つはインフレが起きているということによって、現在の価格で算定しますから、インフレによって高くなります。2番目は現在価値換算するとき過去にさかのぼりますから、マイナスの何乗が分母に来ますから、結局何乗という格好で現在価値換算すると高いものになるわけですね。そんなふうになります。もちろん便益も同様に、過去に発生したものは同じようなことが発生しますが。

そこで、今のご指摘の点は、というふうに考えられるんですよ。ですから、過去にさかのぼって全部やってくださいと、そういうふうには私は考えておらないんですが。考えておりませんが、そういうこと。大変なことです。膨大な作業が要りますから。

だから、位置づけとしてはっきりしておかなきゃならんのは、今回の場合は過去をさかのぼるのは大変ですから、それはやめるとしても、追加的な費用と追加的な便益でここは評価していますよということが明記されるべきなんです。そのところだけなんです、私は。今回の場合。

沼倉委員 代替案はといっても、もう既に河川の方の工事は終わっているという、今どうのこうのと言っても、なかなか実際的な論議にはならないわけですね。そうすると、河川の事業を評価するときに、それが例えばダムとのどういう関係になっているのかということが評価するときには重要な情報として考えていくべきじゃないかなというふうに思ったわけなんです。今後の話ですけれどもね。今どうのこうのの話とい

うよりも。

森杉部会長　　ちょっと沼倉委員、代替案の検討というのは、僕の解釈はですよ、ここはやっぱり一たん事業は終わっているんですけども、ダムをつくらないかわりに、終わっている箇所において、もう一回掘削とか引堤とか、そういう事業を追加的にやりますよと。やったらどういうことになるんでしょうかと、こういう案ですよ、これは。

砂防水資源課　　だから、完成としては非常に物すごい労力と物すごい時間がかかりますが、まるっきりこれらでできないというわけではないわけです。仮想ではあるんですがね。ですから、終わったといっても、それは今の計画で終わったということであって、ダムと同じような治水効果を河道の河川に持たせたときどうなりますかという検討ですから、机上とはいいながら、そういう形でやれるというか、例えば今ある堤防を引っ張ってくるというふうなイメージのものにとらえて結構だと思えます。

砂防水資源課長　　100年かければできるかもしれませんが。昭和20年から今までかかったんですから。それよりダムでやった方が早いでしょうと。コストも安いでしょうと。それと、ここでは利水という重要なファクターがあるので、水も欲しいということで多目的ダムという形でやっていくよということです。

沼倉委員　　実際これはもう既に終わったものですので、河川の方はですね。ですので、そうじゃなくて、ちょっと全体的な考え方として今後ダムと河川の改修工事というものを考えるときには、大きくも見たいし小さくも見たいしで相反することを先ほどから河川のときもその他のときも言っているんですけども、この河川はもともとダムを前提としているものなのか、そうじゃないのかで多分考え方が違うんじゃないかということで、できれば今後の評価のときには、もしその工事がダムを前提としているというようなこと、河川の方ですけれどもね、であれば、そのことのインフォメーションは欲しい事項ではないかという、そういう意見です。このやり方についてどうのこうのというわけではございませんので。

森杉部会長　　はい、河川は複雑ですからね。上流がどうなっているかというのは、ぜひいつも教えていただくと理解が進むと思いますので。今回のことではありませんね。ほかにどうぞ。

加藤委員　　今回我々がここで判断するのは多分この筒砂子ダムは当面、今工事着工見通しが立たないわけですね。条件としましては、ほかのダム工事がかなり終わった段階でダム建設費の余裕が出てきたら工事を始める。それまでの間、調査は継続しますよと。それで、ここでは調査の分の継続を認めるかどうかと、そういうことでよろしいですね。この調査については引き続きやることについては個人的にはいいんじゃないかなと思っておりますので。

森杉部会長　　よろしいですか。
調書ですと、調書の後に協定書というのがちゃんと載っています。状況が説明し

てありまして、こんなふうに完成期限については当該工事の本格的な着手の見通しがついた時点でもう一回協議をしますよと。現在はたしか私の知っている限りにおいては、休止すると一たんそういうご提案もあったんですね。休止すると。あったんですけども、国土交通省からの補助金が調査費をつけるからという形で一応自主的休止だけでも調査はやると、こういう形で現在県としては徹底しておられるわけですね、この方針について。そういうことですね。そういう方針なわけですね。ですから、それだけ時間かけて徹底してありますから、わざわざここがたがた言うようなことでもないような気もしますが、基本的にはやっぱり一応承認するということが要るんだろうと思いますので取り上げていただいたわけです。よろしいですか。(「はい」の声あり) ありがとうございます。

まだやります、皆さん。それじゃ、あとはどれですかね。26番ですか。最後ですね。きょう六つ、今終わったんですかね。七ついくと思わなかったな。最後の一つです。よろしく願います。張り切って一生懸命お話をお伺いします。お願いいたします。26番ですね。

農地整備課長

はい、26番。経営体育成基盤整備事業、森菱沼地区について説明いたします。前回の質問では、追加投資に対する追加便益を参考として計算してほしいということがございましたけれども、この件につきまして試算してみました。それで、現地調査でも確認していただきましたけれども、工事の一部はまだ終わっていないということで、計画どおりの作物が導入されていないと。そういうふうな状態で、もしここでやめてしまうと、どういうふうな状態になるのかということでいろいろ試算をしてみましたけれども、現在既に投資されている、その投資に対して区画整理工事は終わっていますし農道工事が終わっていると。一部、用排水がまだ残っているんですけども。その段階で今の段階でとめたらB/Cはどうなるんだろうということで、ぎりぎり試算してみました。そうしたら0.75というふうな数字になりまして、効果は出ていないということで、では今残っているのは、この地区は今65.2%で大体9億円が残事業額として残っているんですけども、これを投資すると、それによってどれぐらいの追加投資によって効果が生まれるかということでぎりぎり計算したところが1.57というふうな数値になって、こういうふうな投資をすることによって、この地区全体が農業生産にたえ得るいい地域になるというか計画の地域になるというふうなことでございました。

それから、便益としている転作奨励金について説明してほしいという話がございまして、これは効果算定上、便益として助成金、転作奨励金みたいなものを見ながら計画し効果を出しているわけですけども、まずこの助成金は何なのかということをおきまして、これは米が余っていますので当然転作してほしいと。これは国策で転作してくださいと。そうすると奨励金を出しますと。

その奨励金の出し方でいろんな形がございまして、一つは地域においても補償という形、米をつくる人は転作する人に対してお手伝いをするというか援助するというふうなことでとも補償制度というのがございまして、そういうふうなものと、またそういうふうなとも補償の中で地域挙げて取り組むと、そういうふうなものに対しては経営確立助成というまた別の助成があるんですけども、ここでは成功報酬みたいなところじゃなく基礎的なところ、とも補償というベースの助成金をこの事業の効果の一部として見ようと。国からも、そういうふうな費用

について助成金は効果の一部として見ていいというふうなこともございまして、その基礎の部分だけを見てあります。

それで、効果の中で細かい数字になりますけれども、この助成金というのは実際生産額にしてどれぐらいなんだろうかということちょっと担当に試算させましたところ、ちょっとお待ちください。資料……、細かい数字になりますけれども、農業生産向上効果が当初5,867万9,000円と見ていまして、この中に助成金が入っているよねというふうな先生からの指摘で、では、その助成金でどれぐらいなのということで担当に分けてもらったところ、それが約1,000万円、ちょっと細かい数字でありますけれども……（「いいですよ、大ざっぱで」の声あり）大体1,000万円がその中に入っていると。

では、その1,000万円除いたら、助成金を除いたら効果はどうなるんだろうかということ、計算したら、B/Cは0.95と。では、助成金がなくなったら、この地区はだめなのか、こういうふうなことで内部でいろいろ検討したんですけれども、それはもう少し商品価値が高い作物を入れ直すとか転作の面積を増やすとかすることによって効果は出せるというふうなことで、その辺は世の中の情勢の変化に伴って過大投資にならないように農家の方にもお願いしながら、もっともっと効果を出す工夫をしてくれということで、助成金に頼るような農業経営ではまずいんじゃないかということをご指導していかなきゃならないかなということを考えているところでございます。

それから、三つ目は、一反歩当たりの農家負担はどうなっているんだというふうなことでございますけれども、この地区の地元負担といいますか農家負担は10%です。比率でいいますと、国が50、県が30、町村が10、そして農家の人が10%の負担ということになっています。それで、反当たりの農家負担は工種ごとにかわりまして、用水路工だと3万9,693円、4万円ぐらい。それから、排水路工でも4万883円、大体4万ぐらい。暗渠排水が反当たりになると1万8,380円、1万8,000円ぐらいですね。区画整理、ほ場整備したところについては、反当たり23万240円の負担となりますということでございます。

参考までに、この負担はほかの地区と比べてどうなんだろうかということで、森菱沼の10a当たり単価というのはほかの地区と比べてどうなんだろうかと調べたところ、ほかの土地総地区の平均が大体、農家当たりが5万6,400円ぐらいですね。5万6,000円ぐらい。この地区は農道工事は町で支払うということで、農道を引いて反当たり直すとどうなるのといったら5万7,830円、大体5万7,000円と5万6,000円だから、ほかの地区と大体似たような投資の仕方をした地区だというふうなことが言えるかと思えます。

以上が3点の説明でございます。

森杉部会長

ありがとうございました。

どうもこれは難しい。河川でめちゃくちゃまた時間かかった気がする。

それでは、どうぞご質問、ご意見をお願いします。

費用対効果の計算の仕方というのは、どこかにありましたっけ。（「3ページ」の声あり）3ページには結果だけなんですよ。その計算はどうやってやりましたかというのは、ちゃんと資料としては、これはこれについているわけですね。

農地整備課長　そうです。そこに助成金という欄は何ですかと、こう聞かれたんですね。

森杉部会長　その中に助成金という欄が確かにありましたね。どこにありますか、しかし。見えないんですけども。ここにあるのか。わかりました。右下ですね。全部そうか。

農地整備課長　そうです。転作作物に対してはそれぞれ助成金が……。

農地整備課　大豆、牧草、そら豆、それぞれに助成金という欄を設けていますから、作物ごとに助成金が出るということですね。

森杉部会長　先ほどおっしゃった助成金というのは、とも補償制度とおっしゃいました。（「そうです、とも補償です」の声あり）これはおっしゃったことは僕は理解できていないんですが、おっしゃったことを理解するために繰り返しますと、これは転作をした場合に転作をした方に対してともである、その地域の方々がお金を負担し合って助成すると、こういうことですか。

農地整備課長　そうです。みんな米をつくりたいんですよ。みんな米をつくりたいんですけども、国から何ヘクタールとか、それ以上つくるなど、こういうふうなことになりまから、つくれない人が出てきますね。そうすると、米をつくっている人は、ほかの作物より所得が上がるから、みんな米をつくりたいんですよ。転作なんかしたくないんです。時間もかかるし。じゃ、例えば、この時点だと、4,000円ずつ米をつくっている人みんな出してくれと。そして、その金を転作やって所得が落ちる人にみんなで分けて配分し直しましょうと。そのときに国が国庫助成をして、国の助成をして、みんなから集めた拠出金と足して、そして各転作した農家に再配分しましょうと。助け合いをしましょうと。米をつくっている人が転作させられた人たちに助成しましょうと、こういうのがとも補償なんです。

森杉部会長　わかりました。それ自身はわかりました。
次は、そういうものが、どこの便益としてカウントされているんですか、これは。

農地整備課長　農業生産向上効果の一部なんです。

森杉部会長　農業生産向上効果の一部。そうすると……。

農地整備課長　農家が所得として得るということになっちゃうんです。所得の一部にカウントしちゃうと。もらうから。

森杉部会長　だれが。

農地整備課長　その転作した人たちがもらう。

森杉部会長　もらうんでしょう。だけれども、一方で払う人がいるんでしょう。だから、キャンセルアウトしますよね。払う人ももらう人、プラス・マイナス・ゼロになっちゃう

いますよね。

農地整備課長 どうなんだろう、これは。

森杉部会長 私は一番の質問はそこなんですよ。この助成金というものと補助金というのは、必ずこれはキャンセルアウトするんですよ。ですから、ここで言っている意味は、なんか特別に、実際田んぼをつくらなかった人は、ほうっておけば田んぼをつくったはずだと。その田んぼをつくった分の便益を実際にはカウントする必要があると。そいつを幾らにするかという、わからないから、この助成金を使うかと、こういうことで便益加えているのかもわからないなと思ったんですけどもね。

農地整備課長 そう言われてみると、そう……。

沼倉委員 それは、この事業やったから特別に発生したことですか。

農地整備課長 違います。どこの地区でもある制度です。転作をしている地区はどこでもそういうふうなとも補償、助け合いをするんです。でないと転作が伸びていかないんですね。転作やっても損をしますから。それで、米をつくっている人たちが、みんなで応援するから転作しようよと、こういうふうに制度ができています。

沼倉委員 そうすると、この事業の効果ということでは、要するに、事業をやらなくてもあるもの、キャンセルアウトということになるので、ちょっと効果の中に入れるのには適さないのではないかということなんですけれども。

農地整備課長 それで、我々も先生から言われて助成金がなかったらこれしか成り立たないのかなと。ちょっと助成金を外して計算し直そうよとやったら、さっき言ったように0.95で、このままではアウトしちゃうと。それで、やっぱりもう少し転作の価値のある商品に組みかえるか面積をふやすかしないと、多分この地区は欠格になるかもわからないなという、ちょっと内部での、今内々的なお話をしているんですけども。

農地整備課長 ちょっと説明させていただきたいんですが、全部が市場原理にゆだねられているのであればそれでいいんですけども、今回の場合、生産調整をしているということですね。それがやっぱり一つの自由度を抑制していますので、その分をハンディキャップを補うというのがこのとも補償制度ですから。一般的な市場原理の話を導入されると全くそのとおりなんですけれども、規制されているということに対する義務的経費という位置づけで考えているというふうに理解していただいた方がわかりやすいと思います。

高橋委員 我が家でも一応このとも補償制度にのっとって集団転作でつくっている側なんですけれども、つくるということは要はこのほ場整備がなければできないという前提があるんです。ほ場整備をしないと、減反した場合、放棄されちゃうんですよ。何も畑にならないものですから、田んぼが荒れた状態で治水能力も何もなくなる状

態になっちゃうんです。それで、こういうほ場整備を進めて、ブロックローションなりなんなり、畑と田んぼどっちもできる状態にしてもらわないと、私たちつくる側はもうどうにもできない。それで、このとも補償というのはどうしても必要なものですし、もうかるとかもうからない前に、国ではどうしても畑で作物をつくってもらわなくちゃいけないという前提があるもので、やっぱり農家の場合はB/Cばかりは言えないので、とりあえず投資してもらわないと、それを私たちが消化していってもうけにつながるというところがあると思うんです。

農地整備課長 ありがとうございます。というのは、私も抜けていまして、この奨励金をもらうとかもらわない前に、この事業をやらないと転作ができないと。まさしく転作をやるために、奨励金をもらうためじゃなく転作をやるがために、この事業が必要なんだということで委員さんに教えてもらって、そのとおりです。すみません。説明不足です。

沼倉委員 それでは、便益の方に入れるよりも附帯事項としてのインフォメーションとして0.9なら0.9という認識は認識として正しく表示していただいた上で、ただし転作ができないというふうなものを書いていただいて判断するというのがよろしいんじゃないかと思うんですが。

徳永委員 だから今、転作できるんで転作者に対してとも補償しているけれども、もしそれができないとすれば、減反に応じた人に対してとも補償はされていたんですかね。要するに今4,000円とかとおっしゃいましたけれども。

森杉部会長 ちょっと今、転作という言葉と減反という言葉とが混乱が起きているんですけども、ちょっとその点を整理してみてくださいませんか。

徳永委員 要するに、減反政策にのっとって米の生産は抑えられるわけですね。そうすると、だれかが転作するなり耕作をやめるということをしなないといけないわけですが、転作の場合はそういうことで転作によって得られる収入の不足分を補いましょうということですから、それと同じことで、作付けしないということになったら、それによる減収分を丸々補てんしていたというようなことがあるんでしょうか。あるとすれば、それによって、生産できることによって、とも補償の補償額が減ることになりますよね。そういうことではないんですか。

高橋委員 私が知っている限りでは、つくらない人は、うちでは減反しないからということで、うちの方の桃生町では集団に貸しちゃうわけですね。放棄しないで、うちでつくらないから、その減反分をだれかにつくってもらおうという形と自分の家で消化しちゃうというところがあるんですけども、うちの方は全部集団に貸しちゃうものだから、全然自分で手を出さなくても1反何ぼともらうんですよ。お金が多分4万円とか5万円とかもらえるんです。

森杉部会長 それは収穫料としてもらえるわけですか。あるいは地代としてもらうわけですか、この場合は。

農地整備課長 減収補てんという。米をつくったら本当は15万円なら15万円収入があるんだけれども、米をつくっていないで例えば豆なんかつくらせられると、例えば5万円にしかならないと。すると、その差をどうしてくれると。じゃ、みんなでも補償で出し合って少し、米ほどではないけれども近づけようと。でないと、その家庭が生活が成り立たなくなる。そういうものをちゃんと米をつくったようなことをあてにしながら生活設計していますから、米以外のもので減収してしまうと生活ができない。じゃ、みんなで補おうかと、こういうことで転作というのは今仕組んでいるんですね、世の中。

徳永委員 ですから、その転作ができないと5万円も取れないわけですよ。だから、そうになると、その15万円分を丸々補てんしていただいていたのかどうか。

農地整備課長 いただけないです。やっぱりある程度の約束です。

徳永委員 本来というか、それとの比較になるのかなと思ったんですよ。

森杉部会長 混乱をさらに加えますけれどもね。お名前はわかりませんが、この方がおっしゃったことが僕はこの発想に入っていないと思うんです。本来、生産性の向上は、そういう休田をしたりしたところは本当はもっと生産性が高かったはずだと。その生産性の高かった分を実際にはどうなっているかという休田したりしていませんから、実際にはその生産性を発揮していない。発揮していないということは、もしもそこを生産性の向上分で発揮させたら幾らになるかということ、このとも補償分だけ上がったと考えればいいではないかと、こういうふうな考え方でこの生産性のポテンシャルを計算したいというためにこの部分を加えているんじゃないかと、こういうふうに僕は理解したんですけれどもね。それは理論的に正しいかというと、ちょっと今頭の中でCPUが回っているんですけれども、まだ結論出てこないですね。たぶん、正しそうですね、一つはね。

だけれども、本当を言うと、さらに米の自由化というのはこの場合は日本では行われてないわけですから、米の値段が現在の値段として市場競争に任せたら米の値段が今の値段かというのは問題ですよ、実は。もっと安いかわからないんですよ。そうすると、この生産性はね、計算するときには低い米の値段を使わねばならないということになるんですね。そういうのをシャドープライスと呼んでいますけれどもね。そうすると、便益がめちゃくちゃ低くなる可能性もあるんですね、これ。そうすると、田んぼやめちまえと結論が出てくるんですね、これは。それが現在の農業政策の最大の問題になっているわけですから、その問題まで行っちゃうわけですけれども、ここの議論はですね。

結論的には、ここの意図は、要する使っていない田んぼをもっとフルに利用したら幾ら生産性が上がるかということ計算するために、この単位を計算使っているということですよ。こういうことですよ。これだけはまず理解できたと思うけれども、そういうことだと思うんですよ。いいですか、徳永先生、疑問点は。僕はそんなふうに思っているわけですよ、ここの使い方は。

農地整備課　今お話があったんですけれども、必ずしも転作という言葉と減反という言葉で、米をつくらない場合の形態というのは、大豆をつくったり麦をつくったり、あるいは飼料作物をつくるばかりではなくて、コンニャクだとか、いわゆる畑作物、純粋なものをつくったり、あるいはできない場合は調整水田ということで水を張るだけというのもあるわけですね。だから、その形態に応じた額ですので、一律生産所得をバックアップさせてやっているというわけではないんです。

森杉部会長　だけれども、差分を便益として加えましょうということは、生産性向上としてはこの実際には休んだり転作した分もフルに生産性を向上させることができるという金額としては、この金額を使いましょう、こういうことですね。

農地整備課　そうですね。基本的に農家の方々は、そういう将来の営農に意欲を持ってやっているものですから、今回の森菱沼も田んぼをかわかして転作作物がつかれるような形に設備投資しているわけですね。そういったものを考慮するということが前提になるわけですから、今回畑作物を使うためには、どうしてもこういう設備投資が必要だったということは理解していただきたいなと思います。

森杉部会長　そのところまでいかないですね。理解していただく前に、実際、投資に値するんですよという説明なんです、現在。そのところに焦点が当たっていますので、そのところに踏みとどまっていたきたいんですが。理解せいと言う前にですね。

農地整備課長　それで、なぜこの質問がされたかということ、そういう何もつukらないで助成金をもらって、それが効果だから事業ができると、それはちょっとおかしいんじゃないかと、多分専門の先生たちはそう見たと思うんですけれども、ところが、つくりたいんだけど政策でつukれないと。だけれども、つukれないのに、そこでつukたとすれば差分として何かあるはずだと。その分まで見ないと工事が成り立たないということで、効果の一部としてそういう大豆の金も入れるけれども、大豆をつukった人には助成金が出るので、それも所得の一部だから、そういうふうなものまで入れて効果の一部としますと、こういうことで助成金に入ることについては国もいいということで、我々もそういうふうな計上の仕方をしていますということなんですけれどもね。

農地整備課　もう一回つけ加えさせていただきますと、助成金には、とも補償以外にも連担化というか、確立して団地加算とか、いろいろなるものが国の助成としてそれに上乘せされるんですね。それで、先ほど徳永先生がおっしゃった、米と同等にするための最大限というのは、10アール当たり7万3,000円という、非常に高い米と同等にするための助成の仕組みというのがあります。ただ、今回、私どもがここに計上しているとも補償というのは、あくまでも米をつukる農家とそれから転作で生産量を調整する農家の苦しみの部分だけの分なんです。出していただくと。先ほど先生がおっしゃったように出す方もいる、それから受け取る方もいると。今回スポットを当てているのは転作をしている方々のB/Cですので、その辺を土地の出す側の世界はまた出す側の世界になっちゃうわけですよ。ちょっとつらいんですけれども。説明の仕方としては、今回ここで整理しているのは、この効果というもの

は転作をすることによって生ずる効果ということでスポットをうんと小さく当てていますので、仕組み全体のところまで入っちゃうと、国全体のトータルの話をせざるを得なくなっちゃうので、ちょっとこんがらがっちゃうんじゃないかなと思うんですがね。

徳永委員　とも補償ということだけに限れば、出す人が関係者であれば当然その中でもうキャンセルアウトされちゃう話になっちゃいますよね。ですから、ほかの地区の方が、この地区に対してとも補償として出しているというのであれば今のことでいいのかもしいけれども、なんかそれもちよっと変なような気もするんですが。

農地整備課長　その出した分をマイナスとして計算していないんだよな。

農地整備課　地区だけで独立採算ではないんですよ。

沼倉委員　作物の生産の効果ですよ。生産性がどのくらいだったかということの評価する指標として、現状がお米以外のものをつくっていますが、お米をつくった場合にどのくらいの効果があるのかということを出しようとしているというふうに理解してよろしいですか。ただし、政策上、今は減反であり転作ということでお米がつかれない。ただし、ポテンシャルの効果とすればお米がつかれる、そのくらいの経済価値はあるというふうに理解すれば、これを足すということはどうでしょうか。そういう理解をすれば。

森杉部会長　私はそんなふうに理解しているんですけどもね。

実際だれがそのお金を負担しているかどうかというのは、実際の財務的にはプラス・マイナス・ゼロなんですけれども、ここでやろうとした目的は何かというと、財務じゃなくて生産を転作している状況をお米をつくることのできたら幾らほど生産性があるかと、これを計算しようとしているわけですね。要するに、簡単に言えば先ほどおっしゃるように、お米をつくるのが一番生産性が高いわけです。ですから、全部お米をつくったとしたら、どれだけの生産性になるのかということを出したい。計算したいんだけど、お米だったらこんなものだろうと勝手に計算するんでなくて、実際に補てんしている金額は、実際お米をつくったときに入るのである収入との差分をあらわしているから、この数字を使いましょう、こういうことだと私は理解したんですよ。ですね。

農地整備課長　今ちょっと担当の方がキャンセルアウトされるという話で、米の単価から4,000円取られますので、その分を引いてこの中に計上しているらしいので、その辺は両方、出す方ももらう方も入っていると、こういうことになるんだな。

農地整備課　すみません。こちらの効果をはじく際に、米の生産費、要するに米の純益の方にはもう最初からとも補償分で農家が引いている分が収入として計算しているんですよ。もちろん農家の方の米の収入というのは、とも補償で金を出しておりますので、引いちゃった形で計算しているんですよ。

森杉部会長 全然問題ないじゃない。

農地整備課 ですから、その補助金を除けば米の方が逆に上がるというような形になりますので、ここの計上の仕方は、それほどおかしいものではないのではないかと。

森杉部会長 要するに、ポテンシャルとしての生産性の向上分じゃなくて実際の実績の向上分を計算していますということですね。

農地整備課 そうですね。ポテンシャル分ですと、もっと高いですから。高いです。圧倒的に高いですね。

沼倉委員 今のもっと高いということできれば附帯事項として説明していただけると、我々としては非常に判断しやすいと思います。

森杉部会長 これはもういろいろと論争があるところで大論争になってくるんですけども、本当に高いんでしょうかと。お米をつくと高いのは、お米の値段を高く設定しているから高いんですよ。あまり言ったらいかん。という論点もありますから、必ずしもそうは言えないんじゃないかと僕は思っていますが。

それじゃ、いいですね。今の件は、この問題は簡単に要するにダブルカウントしていませんと、こういうことですね。それで、その件はこれで片づきました。

それで、そろそろ結論的に言うと、もとに戻りまして、B / Cの値でいくと1.00の値のような状況になっていると。はっきり言うと生産性が高いとは言えませんが。福祉事業みたいな観点も含めて。食糧安保論という観点も含めて。それから、東北地方の生産性の最も高いものの一つは、やっぱり農業ですよ。こういうものも含めて、やっぱりこいつをやめなさいと言うわけにはいかないでしょうと、こういうことだろうと思いますが。まだ、ちょっと早過ぎますかね。ほかにどうぞ、ご意見等、どうぞ。

遠藤委員 今回の手元の資料等々にはきちんと数値が出てくるんですけども、すみません、これは部会長さんにお聞きしたいと思うんですけども。B / Cの値は必ず1.0以上超えていなければいけないという、そういう大前提があるんでしょうか。

森杉部会長 はい、あります。

遠藤委員 例えば、今の協議している事項にとっては、私はいつも言っているんですけども、郡部にとっての生産基盤の脆弱な現実をもってすれば、こういう基盤整備というのは絶対必要だと思いますし、本事業に関しては、もう3年で完成年度だということで、これはここでやめるよりは継続という思いなんですけれども、先ほどからの説明をお聞きしていると、絶対どうしても無理が感じられるんですね、その数字を出そうとして国県からの補助金まで算入という部分も含んでいるということ。私は思うのは、何もそこまで無理をして数字を出す必要があるのかなと思うんです。1.0にならずとも0.98でも事業としてはやらなくちゃいけないのがあるんじゃないかなという思いなんですけれども。ただ、文章化として後々まで残し

ておくにはやっぱり1.0は超えなくちゃならないのかなと、その確認なんです。今、「はい」ってお話をいただいたんですが。

森杉部会長 現在の公共事業の採択基準は1.0ない事業は採択しませんと、こんなふうの方針を固めております。ですから、1.0ないと大問題になります。少なくとも、なぜ1.0以下であっても事業を実行に値するかを特別な理由を説明してくださいと、こういう形になります。そういう観点において1.0以上ある必要があるということです。無理してでも1.0に持っていく方がトラブルが発生しませんと、はっきり言うということですね。

なぜ1.0なのかというと、0.9とか0.8だったら、そんな事業をやめてお金を渡した方がいいじゃないかと、こういうわけです。その方が効果が大きいじゃないかと。だから、事業をやめてお金を渡しなさいと、直接。そういうふうなことになるわけですよ。だから、今回の場合は、おっしゃるように追加的な費用と追加的な投資に対しては1.75とかおっしゃいましたっけ。（「はい」の声あり）そんなふうが高いんですよ。直感と反映するんですよ、これ。

それで、これはもうよく論争になるんですけども、私はB/Cの金の亡者みたいな形で推進しているわけですが、そんなことをやって何の意味があるんだというご指摘をしょっちゅう受けるんですね。問題なのは、税金に値する効果がありますよということを説明しない限り、その税金は事業をやめて、その人にお金を渡した方がいいじゃないかと、そうした方がいいということに対して、いや、そうではありませんということ、事業をやった方がより効果があるですよという説明が必要ですよというためにB/Cをやっているという認識です。

加藤委員 でも、それはどこかで遠藤委員が言われたように、やっぱり見直してもいい時期に来ているような感じがするんですね。必ず1.0を超えなきゃならないと。農業関係もそうですし地方の道路整備とか、やっぱり町の方と比べたら効果を上げるのは難しいですね。それをあえて全部1.0超えなきゃならないと。先生はお金を渡せばいいと言いましたけれども、ただそれで、じゃ、その金で皆さん、そこをきちんと自分の必要な道路とか農地、そういうきちんとしたものに使うかといったら、使われないと思うんですね。勝手に。やっぱり公共事業というのは、ある程度、投資効率1.0ならなくても、だから公共でやるんじゃないかと、そういうあれをどこかで、これは国策というんですか、何かのあれで検討してもらうことは必要じゃないですかね。

森杉部会長 お金を渡して公共事業をやる必要はないんですよ。そのお金でそこから、要するに移っていただいても結構ですし、新しい事業を起こしていただいても結構ですし。それは通常4%という割引はどういう意味かということ、もしもそれを民間に任せていたならば上がるであろう生産性が4%なんですよ。それ以上の効果がこの事業に必要としますよと、こういうチェックをしているわけですね。おっしゃることはしょっちゅう論争するんですけども。

ですから、例えば、この次に出てきます離島の道路の効果は、これはたしか0.6だったですね。0.6です、これ。しかし、明らかですよ、どうしても要ると。こういう特別の事情がある限り。

農地整備課長 新たな議論はしたくないんですけども、部会長さんがおっしゃるように米の値段は下がっていきますから、このまま仕事やっていいのか、米の値段どんどん下がって来て効果はどんどん落ちているんだよと。まして1.01だから、米が下がったときすぐできなくなると、こういうようなことで、そして無理して何かつらなきゃならない。農家はつくるだけの機械を買う余裕ないしと、こうなりまして下がっていく可能性があるんですよ。それをどうして食いとめると。我々担当者に言わせれば、農外所得、農業以外に環境がよくなったとか景観がよくなったとか、その水が維持されているとか保全されているとか、いろいろあるんじゃないの。いや、そんな効果は出してだめというような時代なんですよ。それで、かなり我々も慎重に効果を出しているという状態です。

森杉部会長 農外所得とか農業によって発生する環境的な効果はかなりのものがあると思いますよ。あれは口で言われているのに、実際こういうところで計算しないじゃないですか。僕は非常に大きな問題だと思っていますよ。堂々とそちらの方向に行くべきだと思いますね。それで、お米の値段を下げるべきだと私はそう思っていますけれども。これはまたここまで言うと大問題になりますからやりませんけれども……。やめましょうね。ごめんね。よろしいですか。

それでは、これは継続ということによろしゅうございますね。じゃ、ありがとうございます。ありがとうございました。

以上で本日の任務は終わりましたよね。

事務局 それでは、事務局の方から一つご連絡させていただきます。

お手元の封筒に次回の部会のご案内の書類を入れてあります。この後は、22日、月曜日午後1時半から午後4時半までの開催予定になっております。出欠確認の用紙も入っておりますので、きょういただいた先生もおりますが、後でファクスでも結構ですので、ぜひよろしく願いいたします。以上です。

森杉部会長 何時からでしたっけ。(「1時半から」の声あり)

それでは、皆さん長時間、本日はありがとうございます。2日間にわたりまして大変ご足労いただきましてありがとうございます。

司 会 それでは、以上をもちまして平成15年度第3回宮城県行政評価委員会公共事業評価部会を終了いたします。

本日は、まことにありがとうございます。

宮城県行政評価委員会公共事業評価部会

議事録署名委員 遠藤勝彦 印

議事録署名委員 長田洋子 印